

Title	自由党高田事件裁判小考(一)
Sub Title	Trial of liberal party for the attempted insurrection at Takada (1883) (1)
Author	手塚, 豊(Tetsuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.4 (1973. 4) ,p.1- 39
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730415-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由党高田事件裁判小考(二)

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 事件検挙の発端
附説 長谷川三郎、堀小太郎、赤木義彦の略歴：以上本号
- 三 裁判の推移
附説 高田事件の報道をめぐる筆禍事件
- 四 むすび

はしがき

明治十六年三月二十日、新潟県高田において、頸城自由党の党员二十数名の一斉検挙に始まり、五月初旬までの間に、頸城自由党のみならず、広く新潟県下、高田以外の自由党员にまで追及の手が伸び、総計三十数名が逮捕され、内乱陰謀その他若干の余罪容疑で新潟始審裁判所高田支庁において審理の結果、翌十七年五月までの間に、大部分の逮捕者は、不起訴あるいは予審免訴になつたが(余罪で有罪となつた者も若干ある)、赤井景韶、井上平三郎、風間丈太郎の三名は、十六年八月、

内乱予備罪で管轄違いの予審終結言渡をうけ、東京の高等法院へ送致されてその予審に附され、井上、風間は免訴、赤井のみ起訴され、同年十二月十七日、重禁獄九年の判決をうけた。ところが、石川島監獄に服役中の赤井は、翌十七年三月、大久保参議暗殺事件の終身禁獄囚松田克之と共に脱獄、約五ヵ月半にわたつて各地を逃走、その間に殺人を犯した。同年九月、静岡県で逮捕された赤井は、翌十八年六月九日、東京重罪裁判所において先きに逮捕された松田と共に、殺人罪を以て死刑の宣告をうけ、七月二十七日、市ヶ谷監獄で刑が執行された(松田の執行は、六月二十五日)。世にこれを「高田事件」または「高田の獄」という。⁽²⁾

戦前、この高田事件をもつとも詳しく考察、紹介した文献は、明治四十三年に出版された「自由党史」であつた。これによると、新潟始審裁判所高田支庁の検事補堀小太郎が、頸城自由党員長谷川三郎を探偵として使役し、この長谷川の誣告で事件が勃発したとし、事件の内容をかなり克明に説明し、赤井景韶に対する高等法院判決書もその全文を掲載している。⁽³⁾

その後、明治史とくに政党史、政治史あるいは自由民権運動史関係の諸文献において、高田事件が採りあげられる場合、事件そのものに関する記述は、すべてこの自由党史の要約であつたといつても過言ではない。⁽⁴⁾ 百科辞典の類にみられる「高田事件」の項もまた同様である。⁽⁵⁾ しかし、新潟地方で戦前発表された著述の中には、独特の素材を若干織りこんで高田事件を考察したものもあるが、⁽⁶⁾ そうした著作は、一般にはほとんど知られていなかったようである。

他方、伊藤痴遊氏は、早くからその講談において、しばしば高田事件を採りあげておられるが、伊藤氏の説は、自由党史の記述とはかなりニュアンスを異にし、とくに検挙の主役が高田警察署長警部赤木義彦であつたとしておられる点に特色がある。⁽⁷⁾

昭和三十一年、江村栄一氏が、高田地方の郷土史雑誌「頸城文化」に発表された「高田事件」⁽⁸⁾ は、この事件だけを独立の研究対象に置いたはじめての本格的論考であつた。同氏は、この論考をさらに補足し、三十八年に「国事犯高田事件」を、

東京教育大学の「史潮」に発表された。⁽⁹⁾ 他方、竹内久夫氏は、江村氏の最初の論考のでた翌三十二年と三十三年に、同じ「頸城文化」に「高田事件の顛末」⁽¹⁰⁾を連載し、「同じような史料を用いながらも江村氏とは異なつた点がある」⁽¹¹⁾としておられる。これら両氏の論考は共に、新潟県政党史、政治史における高田事件の位置付け、並にその経済的要因の分析に、研究の重点をおいたものであり、両氏が共に新潟県の出身者であることから、これまで同地方に埋もれていた根本史料がかなり豊富に利用されている。両氏の労作により、これまで「自由党史」のみに依存していた高田事件の研究は、飛躍的に発展したとみていい。

さらに、その後出版された新潟地方史関係の文献の中には、江村氏の論考に全面的に依拠したにすぎないものもあるが、⁽¹²⁾ かならずしもそうではなく、新資料を利用するなどして、独特の考察を行つたものも決してすくなくない。新版「高田市史」、⁽¹³⁾「新井市史」⁽¹⁴⁾および渡辺慶一氏の「新潟の歴史」⁽¹⁵⁾にみられる高田事件の項、あるいは池政栄氏の私家版「自由党殉難士」⁽¹⁶⁾などがそれである。

高田事件の研究において、「自由党史」一辺倒の時代は、ようやくその終末をむかえたのである。

しかし、これまでの高田事件研究において、共通してみられることは、事件の法律的側面の説明がかならずしも十分に行われていない点である。事件そのものが、裁判にからむ問題であるからには、法制史的視角からの究明も決してなおざりなすべきではなからう。また、事件検挙の発端に関する江村、竹内両氏の考証には、後ちに詳述するごとく若干の誤解をふくんでいるように、私には思われる。

本稿は、事件検挙の発端と、裁判の推移の二点に問題をしぼり、未熟な卑見を述べるものである。しかし、高田事件裁判に関する直接資料は、現在、ほとんど亡失し、⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾その主なる史料を当時の新聞報道のみに求めざるをえないのは、寔に残念であるが止むをえない。したがつて裁判の全貌を事こまかに究明することは到底不可能である。本稿も乏しい史料を綴り合せ

たその素描にすぎない。「裁判小考」と題する所以である。なお、事件関係者の内、長谷川三郎（頸城自由党员で事件を誣告したといわれる人）、堀小太郎（検事補）、赤木義彦（警部、高田署長）の略歴と、この事件の新聞報道をめぐる筆禍事件を附説として掲げておく。この拙稿が将来における高田事件の総合的研究に、なほどうかの手がかりでもあたえうるならば、私として望外の俸せである。

(1) これまですべての高田事件関係の文献によると、新潟始審裁判所高田支庁における事件の審理は、明治十六年八月十八日（三名が高等法院へ移送、十名が内乱容疑の予審免許になった日）を以て一切終了したごとく述べているが（例えば「自由党史」岩波文庫版中巻・二七九頁、後に本文で詳述することく、長谷川三郎、山際七司、加藤勝弥の内乱容疑が、予審免許になったのは、それより約十カ月を経た翌十七年五月八日であり、それまでは高田支庁の審理が続行されていたのである）。

(2) 最近、最高裁判所で棄却判決（昭和四十七年十二月二十日大法廷判決）のでた公安事件が、「高田事件」と呼ばれているが、これは名古屋市の「高田巡查派出所」の出来事だからである。これでは将来、二つの高田事件が混同するおそれがある。本稿では、その間違いをさけるため「自由党高田事件」と題名を附した。

(3) 前掲自由党史・中巻・二七三頁——二九三頁。

(4) 例えば、植原悦二郎「日本民権発達史」（大正五年）・昭和三十三年覆刻版・八四頁以下、大津淳一郎「大日本憲政史」（昭和二年）・昭和四十四年覆刻版・六〇九頁以下などは、類書に比較すると、かなり詳しく事件の内容にふれているが、所詮、前掲自由党史の記事の要約である。

(5) 例えば、平凡社「大百科辞典」（昭和八年）第一六巻・三〇八頁（筆者は藤井甚太郎氏）、富山房「国民百科大辞典」（昭和九年）第八巻・三八一頁（筆者は森谷秀亮氏）、平凡社「世界大百科辞典」（昭和四十一年）第十四巻、三二七頁以下（筆者は下山三郎氏）等。

(6) 例えば、守女生「北越民権史」（大正八年三月二十一日乃至七月二十六日・新潟毎日新聞）は、前掲自由党史が、越中で逮捕され高田へ送られたとしている「加藤勝弥、清水中四郎、富樫榮」（中巻・二七五頁）について、「清水中四郎、富樫源吉両氏は拘引せられざりしやに記憶す」という「加藤勝弥氏来信」を掲げている（前掲北越民権史・第六八回・大正八年五月二十八日・新潟毎日新聞）。また、永木千代治氏の「新潟県政党史」（初版昭和十年、再版昭和三十七年）は、前掲自由党史とはかなり違った構成で高田事件を述べ、逮捕者の氏名も三十五名をあげている（初版二五頁以下、再版九五頁以下参照）。前掲自由党史のそれは二十六名である（中巻・二七五頁）。

(7) 伊藤翔遊「明治裏面史」統・大正十三年・二五八頁以下、「自由党秘録」・伊藤翔遊全集・統第十一巻（昭和五年）・三三二頁以下等。堀越黎川「高田事件の回顧」（大正十五年六月十二日乃至六月二十日・高田新聞）は、伊藤氏の講談を典拠とした説物である。この高田新聞の記事は、渡辺慶一氏から御教示をうけた。その学思を謝す。

(8) 江村栄一「高田事件」・頸城文化第九号・三〇頁以下、第一〇号・六五頁以下、昭和三十三年に出版された京大文学部国史研究室編「日本近代史辞

典」の「高田事件」の項（筆者は下山三郎氏）には、この江村氏の論文が、いち早く参考文献に揭つてゐる（三六〇頁）。しかし、最近の出版本でも、なお前掲自由党史のみを典拠としたと思われるもの（例えば、木下宗一「秘録・日本の百年」上巻・昭和四十二年・一五一頁以下）、あるいは伊藤謙談をそのまま史実と信じたと思われるもの（例えばは全日本新聞連盟編「近代日本世相史」・昭和四十六年・二〇二頁以下）もある。

(9) 江村栄一「国事犯高田事件」・新潮第八四、八五合併号・六〇頁以下。

(10) 竹内久夫「高田事件の顛末」・頸城文化第一号・三六頁以下、第二号・三九頁以下、第三号・三九頁以下。

(11) 竹内・前掲論文・頸城文化第一号・三八頁。

(12) 新潟県史研究会「新潟県百年史」(昭和四十三年) 上巻・三五五頁以下。なお、次節の註26(本誌三三頁)・参照。

(13) 「高田市史」(昭和三十三年) 第一巻・六八七頁以下。

(14) 「新井市史」(昭和四十六年)・九九頁。赤井景韶関係の新史料が紹介されている。

(15) 渡辺慶一「新潟の歴史」(昭和三十六年)・一三三頁以下。これは説物風に書かれている。なお、河出書房「日本歴史大辞典」(昭和四十四年)第六巻の「高田事件」は、渡辺氏の執筆であるが、その記事には特色があり、類書中の白眉である(四一〇頁以下参照)。

(16) 池政栄「自由党殉難士」(私家本) 全五一頁。出版年月の記載はないが、私が直接に池氏から伺つたところでは、昭和三十四年に出版されたところである。同書は、高田事件を歴史物語風に書かれたものであるが、池氏が苦心して集められた史料が随所に使われており、寔にユニークな著作となっている。

(17) 現在の新潟地方検察庁高田支部には、事件関係者の余罪(国事犯以外)に関する判決正本以外に、事件関係書類(檢察調書、予審調書の類)は残っていない。また、高等法院関係の文書を集録した「高田一件書類・明治十六年・検務局」は、戦前は司法省調査部(現在の法務図書館)に所蔵されていたが、戦争中、疎開先の甲府刑務所で空襲のため焼失した。現在、残存が判明している高田事件裁判関係の根本資料は、私の知る限りでは国会図書館憲政資料室所蔵「大木喬任文書」並に「三島通庸文書」中にふくまれてゐる若干の書類のみである。

(18) 赤井景韶の高等法院公判傍聴筆記は、当時の多くの新聞に掲載されているが(例えば、明治十六年十二月十六日乃至三十日・新潟新聞、同年十二月十二日乃至二十六日・郵便報知新聞、同年十二月十二日乃至二十日・時事新報、同年十二月十二日乃至二十六日・自由新聞、同年十二月十二日乃至二十二日・読売新聞、同年十二月十二日乃至二十四日・東京日日新聞等)、いずれも公判記録の全文ではないようであり、各新聞の記事の間に、多少の齟齬、相違がみられる。また、昭和三十一年、近代日本史料研究会からガリ版で覆刻された川島幸信筆記「福島事件高等法院公判録」(これは、明治十六年十二月、出版予定であつた原稿で、糸屋寿雄氏所蔵のものである)―同覆刻本の附録「近代日本史料」第一号所載の糸屋氏解題による)には、その附録に赤井の裁判に関する「第二高等法院公判傍聴記」があるが、この記録を、当時の前掲各新聞に掲載されたものと比較すると、かなり大巾に省略された跡がみられる。

二 事件検挙の発端

明治十六年三月、富山県高岡において、越前、越中、加賀、能登、越後の自由党有志による北陸七州有志懇親会が開かれた。開会第一日の十日には、約三百名の集会有り、翌十一日も会議は続行、有志七十名が参加した桜雲楼での宴会もあり、最終日の十二日には徳市座において約三〇〇〇人を集めた公開演説会も行われ、その途中、警察官による演説中止命令など多少のトラブルもあつたが、会は盛会の裡に終了した⁽¹⁾。

この会議で北陸自由共同会が結成され、北陸における自由党連合が飛躍的發展を遂げんとしたとき、高田事件が勃発したのである。それがため、連合運動は遂に挫折の余儀なきに至つたといわれる⁽²⁾。

それではこの高田事件の検挙はどのような事情から開始されるに至つたのか。まず、現地の新潟新聞の報道をみてみたい。高田における一斉検挙の開始は、前節でも一言したごとく三月二十日であるが、翌二十一日・同新聞は次のように事件の発端を報じた。

本月十日越中高岡に於て催されし北陸七州懇親会には、我越後頸城郡の自由黨員も数名出会されし由に聞及びしが、就中其一人は予て不審の簾あるを以て高田警察署の手にて捕縛し、蔽く尋問の末懐中を搜索せられしに、若干名の連署したる不可思議の盟約書を所持し居たる由にて……該警察署にては至急其々手配^(まま)を為し、突然自由黨員八木繁^(まも)社氏を始めとし県會議員某其他自由黨員数十名を捕縛せられ尚ほ連累の者もある由(下略)(以下、新聞記事の句。)(¹ 説点はすべて手塚)

これによると、頸城自由黨員の一人を高田署で逮捕、その所持品から盟約書が発見されたというのである。つづいて二十三日・同新聞は、

高田の変事に付去る十九日の夜、其筋へ達したる電報の趣旨は、明治十六年三月十日、越中国高岡に於て催ふせし自由党懇親会へ高田住長谷川三郎なる者臨席せし後ち、該処より三里程を隔てし放生津村に於て、他の犯罪の簾にて捕縛せられし処、所持品の内に陰謀を企てる百廿余名の連判帳を発見せり……道路の風説には、放生津に於て捕縛せられし長谷川某が所持せし連判帳には、現今政府の大臣参議を暗殺し遂に政府を顛覆する等の文字が記載ある哉に聴けど、信偽は素より知らざるなり。

と報じた。長谷川の名がはじめてここに登場する。そして彼が放生津で別件で逮捕され、その所持品から盟約書が発見されたというのである。ところが、翌二十四日・同新聞によると、報道は三転し、長谷川の逮捕に憤激した同志が、長谷川の釈放後、高田署へ押しかけてその理由を質問したことが、事件の発端であつたとし、次のように報じている。

今村(知和―手塚註)、小林(福宗―手塚註)両氏等(此時長谷川氏は拘引を赦されて帰着す)を始め其他の党员及び長谷川氏と共に、同氏が拘引の件に付、警察署へ出頭し質問をなしたるに、赤木署長より再三再四弁明ありし処、言論の中に同署詰武田警部(成物―手塚註)を侮辱したる簾(是は長谷川氏のみ)あるを以て告訴せられ、検事は一応訊問せられ拘留の際、所持品を取調になりしに何か国事犯の証拠を発見せられ、夫より検事に於て再び糾問の末、終に二十余名の連累者を見出して逮捕状を出され拘引せられたるものなりしと云ふ。

さらに同月三十一日・同新聞は、

今回の変は、世人の知る如く長谷川三郎氏捕縛の際、陰謀の露頭したりと専らの説なれど、聞く所には連判状の如きものは所持せしことなきよしにて唯幾分か怪しむべき書類はありとの義なれど、是れとても左程の書類にはあらざるよし杯の巷説あれど素より信を措くに足らざるべし。

とも報道した。

翌四月十五日、十六日・同新聞は、それまでの断片的な報道ではなく、事件検挙の顛末を詳しくまとめた「高田詳報」を掲載した。

貴社新聞社説並に雑報に於て、本地事変の景況を詳細に報道せられ。実に探訪の速かなると其密なるに驚愕せり。余輩今回の事には多少注意して事実を探索したれども、却て数十里を隔たる貴社新聞に魁され、燈台本暗らしの思ひを為したり。曩に津田君当地に來られ実況を洞察されしより、社説に雑報に類々犯者の罪跡不慥なる旨を首唱され、暗々裡に足立検事の輕挙を非難し、痛く攻撃されたるかと思はる。…兩来、余輩は頗る探索を尽し、稍其端緒を開くを得たり。是れ諸君が九分九厘迄確信して不可なき者なり。貴社新聞の前号に、堀検事補は、從來自由党と交際あるを以て足立検事の疑念(うたがひ)を受け云々と。此事たる実を得るに似て却て実を失せり。元来、此堀氏が自由党（殊に長谷川と別懇）と從來の交際ありしは、堀氏が誠心自由主義を首唱せる者に非ず、態と自由主義に托して其動靜を探らんと欲したり。又長谷川等が氏と交際せしも相手騙して呉れんず心地なりしと。然るに長谷川は如何に彼に説き伏せられしや、遂に彼か術中に陥て全く瞞着せられ、同黨員中にも其醜氣を曝き付たりと見へ、秘密の事は長谷川に告げざりしと云ふ。偕て去月十日、越中高岡に催されし北陸七州懇親会には自由党の撰に依り八木原(繁社)—手塚註、井上(平三郎)—手塚註の両氏は党費を以て出発し、続て長谷川が是非出会せんとて後より発足されたり（長谷川の旅費は堀検事より支弁せらる）。時に自由党諸士は、彼れ素寒貧困より旅費会費のあるへき様なし。想ふに彼れは其筋の秘密探偵ならんと甲説き乙唱へいで、彼か化けの皮を剥て呉んと数名各杖を提げ腕を扼して長谷川の宿所を訪ひしに、彼奴は既に出発の後なるを以て遽かに急飛脚を以て高岡なる八木原、井上の両氏か許に此旨を通じたるに、八木原等は之を一見して意外の思を為し、今や遅しと長谷川の來着を待ち受け居るに、斯くとは知らず、長谷川は到着の上、直ちに八木原を訪ひしに、八木原外教名は遽に激憤して長谷川を罵詈し且つ糾問したれども、長谷川は頻りに其事なき旨を答弁し、暫はしの間激論ありしも、其日は懇親会の当日なれば、各会場へ赴きたり。翌日、長谷川は此処に永居せば、如何なる酷きことに逢はんも計られずと安心ならねば、早朝出発して高田へ向へり。帰途、越中放生津分署にて高田警察署より依頼の旨を以て拘引せられ、護送の途中、高田警察署は遽に構ひなしとの旨を以て放免せられたり（此放免たる実にて不可思議の事共に当局者の間に種々の機りを運らしたるものか、或は云ふ検事が赤木に長谷川をば拘引して自由党の陰謀を計らんなど協議ありしが、赤木署長は直ちに検事より依頼の旨を以て放生津分署に掛合はれ

しに、検事は之を聞き周章一方ならず、実は未だ告発の用意も整はぬに、検事の依頼とありては、今回の大事件に不都合を醸すべし。過般御談申せしは唯警察署迄に止るべき考へにてありし。左れば暫く長谷川は放免ありたしとの言に付き、高田警察署は不承にも之を放免したりとも云ひ、又一説には長谷川が其犯罪を自首して拘引せられたりとも云ふ。偕て長谷川が放免の後、高田迄帰りしに自由党の諸氏は直ちに氏を招き、一旦拘引せられて一言の申分もなく放免せられたる如き、不正の処分を承けながら之を黙々に附し去るは如何なる心得なるぞや。言語同断の不始末なり。我々も助力すべし、汝も今より共に警察署に至り赤木署長に面謁して詳かに理由を聞かんと詰られ、直ちに警察署に至り警部に向て各激論を為し、長谷川も少しく罵詈雑言と思ほしき辞を発せしも、既に時刻も移り其日は皆退署したり。其後、検事は如何思ひけん警察署に迫りて長谷川が罵詈雑言を以て起訴せられん事を請求、警部も止むを得ず同人が警部を侮辱したりとの趣きを以て拘引したり。聞く所に依れば長谷川の罵詈雑言は検事と同人との間に示合せたる事ならんと。(中略)

偕て検事は一応長谷川が侮辱の犯罪を審問し種々計画を連らして、長谷川に自由党の陰謀を白状すべき旨懇ろに申付けられしに、長谷川は、具に申立たりと云ふ。斯くて検事は長谷川の具状(他に連判状とか盟約書などはなし)を証左とせられ、苟に赤木警部に密議ありて遂に令状を発し、去月二十日、彼に加藤(真盟)手塚註、八木原を始とし二十名程を捕縛し、遽に巡査を手配りして犯者の家宅を捜索され、或は自由党事務所書類を引上げ調査されたりども更に証拠となるべきものなき故、陰謀の手掛りもなかりしとかにて、当局者には余程一時は失望せられたる様子ありしと。(下略)

この冒頭の部分にある「津田君」は、事件直後、新潟新聞社から高田へ特派された同社総理津田與二である。(4)とすると、この記事は、津田記者の執筆したものではない。その頃、高田では、高田新聞社が創設され、正に定期発刊寸前の状況であったから、(5)おそらく同社の編集スタッフの誰かが、新潟新聞社へ通報したものと推察される。

当時、公判前の犯罪事件の報道は、新聞紙条例によつて原則的に禁止されていたことを考えると、(6)堀検事補から長谷川が旅費の支給を受けて高田へ赴いたこと、そして堀と長谷川とがなれ合ひで、わざと長谷川が警察官を侮辱して逮捕されるきつかけを作つたことなどを暴露したことは、随分思い切つた「特種」記事であつたとみていい。それがため、高田警察署の命により、この「詳報」は二回を以て、連載が打ちきられたのである。(8)なお、この「詳報」では、高田警察署の依慥によつ

て放生津分署で逮捕されたとしているが、他の報道では、高田検事局の通報で捕縛されたとしているものもある。⁽⁹⁾

しかし、この「高田詳報」は、秘密のペールにつつまれた警察、検事局内部の出来事の報道であるから、推測を交えた記述も多かつたであろうことを考えると、他の有力な史料の裏付けがない限り、それを全面的に信用することはできない。ところで、幸いにも現在、このことに関連する警察文書の一部が残っている。福島県⁽¹⁰⁾（後に新潟県）東蒲原郡津川警察署長心得警部補中川恒之助が、現地高田を視察した復命書および附属文書がそれである^(以下、中川文。書と仮称する)。

高田事件勃発するや、かねて新潟県下へ私服探偵として潜入していた津川警察署巡查増津清助は、直に新潟警察本署を訪れ、警部吉国祐恒に事件の経緯を質問したが要領をえず、同巡查は三月二十三日、帰署して中川警部補にその旨報告したので、同月二十九日、中川警部補は、県令代理少書記官村上楯朝の許可をえて自ら新潟の本署を訪れたが、吉岡警部はすでに高田へ出張して留守であり、当直警部近藤貞亮に、事件の概要を聞いたが、これまた詳細不明のため、止むをえず、翌日⁽¹²⁾に新潟を立ち四月一日、現地高田へ到着、赤木署長および吉国警部、福島警部（武司）に面会、事件の内容を詳細に聴取して、同月八日、帰署した。そして同日付を以て村上少書記官へ復命書を提出したのである。この復命書中、事件発端の説明の個所は、次の通りである。

新潟県越後国岩船郡加藤勝弥^{自由党員ノ公認ナキモノ}ガ発起惣代トナリ北陸自由党懇親会ヲ石川県下越中国高岡ニ於テ催シタリ然ルニ此ノ開会三日間ニシテ集会人員百余名ナリシガ其集会人員中越後國中頸城郡越村寄留東京府平民長谷川三郎ナル者如何ナル故アリテヤ開会初日ニ其会ヲ辞シ帰途ニ就キシガ又如何ナル犯罪^{國事犯罪ニ}アリシカ石川県放生津警察分署ニ於テ捕縛セラレ遂ニ高田警察署へ通送セラレシガ格別ノ罪証モアラザレバ同警察署ニ於テ放免シタリ然ルニ右三郎始メ自由党等ハ此レヲ大ニ憤リ同警察署へ攻マルニ無罪人ヲ猥リニ捕縛スルハ如何ナル理由ナルヤ又若シ捕縛スヘキ罪証アラバ其罪証ヲ示サレト詰訊スルニ同警察署ハ素ヨリ捕縛シタル原因ハ聊モ知ラサレハ当署ニ於テ逮捕ノ原由等ハ興与セズ若シ聞カント欲セバ放生津分署ニ至リ質訊スベシト諭告スレトモ彼等ハ猶ホ肯セズ再ヒ出署シテ其理由ヲ

聞カント責マルノ後終ニ長谷川ナル者ハ面ト諭告セシ警部ニ向ヒ侮辱スルニ至レリ依テ同人ヲ侮辱罪ノ簾ヲ以テ高田監獄ニ拘留セリ然ルニ其所持品中大島安治外二名ニ宛タル国事犯陰謀ト認ム可キ書翰ノアリタルニ付看守長武田成物ヨリ右書翰ヲ副ヘ檢事足立隆則ニ告発シタルヲ以テ同檢事ハ直チニ訊問セシニ三郎ハ隠謀ノアルコト及其同謀者タル人名等ニ至ル迄自白シタルニヨリ隠謀ハ発露致シタル儀ニ有之候

しかし、この復命書は、おもてむきのものであつて、別に事件の裏面を記した次のような副書が添付されている。

副書

別紙復命書ニ自由黨員国事犯隠謀発覚ノ原因聞申仕候得共彼ハ全ク表面ノ原因即チ虚ニシテ裏面ノ原因即チ事実ノ起因左ニ申上候
却説長谷川三郎ナルモノハ元來東京出生ノ者ニシテ三年前ヨリ高田ニ寄寓セシモノナリ然リ而シテ高田裁判所檢事足立隆則同補堀小太郎高田警察署長赤木義彦ノ三氏ニテ子テ長谷川ヲ引入レ殊更ニ自由党ニ加盟セシメ密ニ該党ノ事実ヲ探ラシメタリ然ルニ昨十五年歳末ヨリ当十六年一二月頃ニ至リテハ該黨員国事犯隠謀ノ計画頻リナルモ確タル証跡モアラザレハ只管警察上注目スルニ止マリ實際着手スルモナラズシテ日月ヲ重ネタリキ然ルニ過ル三月十日ヲ以テ越中高岡ニ該党懇親会ヲ開クニ方リ長谷川モ同シク臨席セシニ八木原繁祉ナルモノ右長谷川ハ官ノ間諜者タルコトヲ粗々察知セシ処アリシカ懇親会席上ニ於テ短刀ヲ以テ長谷川ヲ殺害セントスルノ景況ナルニヨリ長谷川ハ是ニ恐怖シ初日^{三日間懸}親会^{アリ}ニ会ヲ辞シ放生津駅ニ至リタルモ猶ホ安堵セサルヨリ長谷川ハ該地警察分署ニ至リ分署長ニ面会ヲ乞イシニ折節分署長不在依テ次席ノ巡查ニ面会シ長谷川云フ自分ハ斯々ノ者ナリ^{檢事警部ノ囑託}ト実ヲ明ニシテ事ヲ陳べ且ツ云フ懇親会席上ニ於テ八木原ナル者ニ真事実ヲ看破セラレント見ヘ已ニ殺害セラレントスル景況ナルヲ以テ直チニ会ヲ辞シ当地ニ來リシカ彼彼ノ勢ヲ以テ見レハ今ニモ追來リ如何ナル変事ニ逢フヤモ難斗依テ願クハ高田裁判所ヨリ囑託ノアリタルコトニ仕ナシ自分ヲ捕縛シテ彼ノ地ニ護送セラレントヲ依託スルニ付次席ノ巡查ハ此レヲ真トシ直チニ伝通状ヲ作り高田警察署ニ押送リタリキ依テ高田警察署ニ於テモ其事ヲ檢事ヘ照会セシモ別ニ為スヘキ方略モアラザレバ直チニ放免セリ

然ルニ他ノ自由黨員等ハ夫レトハ知ラズ無罪人ヲ猥リニ逮捕スルハ法ト理トニ於テナスベカラザルコトナリト喋々口ヲ叩クヨリ長谷川止ムナク他ノ黨員ヲ伴ヘ同警察署ニ至リ再三責リタルモ原ヨリ結句ノ付クヘキコトニアラネバ長谷川ハ心中憤怒ハアラザルモ言辭上警部ヘ對シ侮辱シタルヲ以テ警察署モ止ムナク亦高田監獄ニ拘留セリ然ルニ其所持品中ニ大島ヘ宛テタル信書アリタルニヨリ国事犯隠謀ノ発

寛シタル儀ニ有之候蓋シ大島へ宛テタル信書ハ堀検事補ノ手製ニナルモノナラント云フ

右長谷川三郎ヲ間諜者トナシ隠謀ノ事実ヲ摘発シタルモノニ有之候

右聞知セシ処謹テ開申仕候也

明治十六年四月八日

津川警察署長心得

警部補 中川 恒之助

県令代理福島県少書記官 村上 楯 朝殿

この文書が、部内極秘のものであつたことを考慮すると、大体において真相を述べているものとみていい。まず、これにより、前掲「高田詳報」では、種々の臆測がなされていた「放生津」(伏木か)⁽¹³⁾での逮捕は、実は逮捕ではなく、長谷川自身が、保護を求めて自から警察へ出頭したものであつたことがわかる⁽¹⁴⁾。ただ、長谷川が高田警察署まで護送され、そこで釈放されたとしている点には、多少の疑問がないわけではない。長谷川自身も、後に予審の取調で「護送ノ途中、名立ニ於テ当裁判所検事ノ都合ニテ釈放ニ相成リタリ」と述べているし、事件関係者の一人である小島周治の回顧談でも「伏木から護送されて来た長谷川は、糸魚川の少し先迄来ると、どうゆう訳か放免されたのです……堀検事は大島安治と共に、毎日の様に五智あたりまで長谷川の帰りを迎へに出て居たんださうです」⁽¹⁶⁾とあり、さらに昭和四年の高田新聞に掲載された無名子の「高田国事犯事件の真相」(私は、この記事は新潟始審裁判所高田支庁の書記であつた杉村近知の談話をもとにしたものと推定する故、以下杉村談と仮称する。その理由は、本誌一七頁参照)にも「帰つて来る長谷川を堀は首を長くして待つて居た。毎日五智に泊つて居て赤岩まで出張つたり、宿の二階から見下したり、漸く帰りついた長谷川と二人密会した有様は、何んなであつたか」⁽¹⁷⁾とあるから、むしろ途中で堀と会つて釈放されたのが真相のように思われる。おそらく、長谷川護送の件の通報をうけた堀

は、長谷川を途中で出迎え、高田へ帰つてからの長谷川の行動について、十分打合せを行つたのであろう。高田警察署の幹部は、もちろんそのことを知つていたであらうが、そこまで中川警部補に打ちあけることは、堀に対する遠慮もあつて、その点はボカして話しをしたため、中川警部補の「副書」も、十分真相にふれることができなかったのかも知れない。なお、長谷川が堀から旅費をもらつて高田へ行つたことも、「副書」は述べていないが、これも同じ事情によるものかも知れない。また、この「副書」が、長谷川が堀の「手製」の手紙——長谷川が自己の筆跡で書き改めてはいるが——を所持し、逮捕された場合、おのずから国事犯容疑がかかるように仕組まれていたことを仄示していることからみると、長谷川の警官侮辱は、堀と長谷川とがなれあいで、わざと警官に逮捕されるようしむけたものであつたことがわかる。その点、前掲「高田詳報」の正に指摘した通りであつた。そして、このことこそ、前述の名立における堀と長谷川の会談の結果であつたといひ。

この長谷川の所持した手紙は、一つは長谷川と同じく堀らのスパイであつたといわれている大島安治宛、他の一つは、布施徳太郎宛⁽²¹⁾、さらに長谷川の妻女に宛てたもの、合計三通であり、いずれも、中川文書の中に、その写しが入つている。大島宛のものは、次の通りである。

拜啓陳者小生高田ニテ実地目撃セシ彼ノ集会ノ景況ハ既ニ遂一御断申上候通りニ有之候就テハ小生決志ノ次第委細御断申度存候共酒席上其間ヲ得ズ遺憾々々併セテ略儀ナガラ書面ヲ以テ申進候且ツ遺族御保護方御依頼申上候高岡ニテハ八木原ト互ニ心胆ヲ吐露シ充分相謀リ候処ハ八木原兄弟ハ熱血ヲ以テ自由ヲ買ヒ斯国ヲシテ最大幸福ヲ得セシメント欲スルノ決心ナルコトハ確然動カス可カラズ別レニ臨ミテ八木原モ落涙シテ小生ヲ送リタル程ニテ候然ルニ我党ノ一挙一動ハ其筋ノ着目スル所トナリ小生帰高ノ途中放生津ニテ縛セラレ誠ニ遺憾千万併辛シニ高田裁判所検事ノ説明ニテ同検事ノ命令ニ非ルコトハ略々相分り候得共必ず他ノ奸吏ノ所為ナラント想像罷在候誠ニ斯ク迄庄制セララルハ実ニ慨歎ニ堪ヘザル処ナリ此上ハ八木原帰高ノ上益計畫ヲ充分ニシ当地決死者ト大ニ為ス所アラント決心罷在候嗚呼自

由ヲ買フニハ屍山血河ヲ為スニ非ザレバ能ハサルコトハ吾党ノ与論ナリ然ルニ兄ノ近況ヲ見ルニ何トナク吾党ニ疎遠ニシテ斯ク疎遠ニ為サルノ原因ハ唯一ノ肉体ヲ苦ムルヲ厭ワルルモノノ如シ実ニ大丈夫ノ恥ス可キ処ナラズヤ只宜シク熟慮ノ上従来ノ主義ヲ変スル勿レ若シクハ第三革命党ハ後世ノ誉ヲ得玉フ可シ却説亦前文ノ通り熱血ヲ以テ自由ヲ買フノ際乃チ一志ヲ達セサルトキ縲綑ノ身トモ可相成ニ付其時ハ従来ノ交誼ヲ以テ荆妻ト豚兒トノ事ハ可然御処分奉願候亦迂生ハ八木原婦高ノ後ハ一ト先ツ飯山ノ鈴木ニ因リ兄ニモ御承知ノ押嵐トカ云フ俠客ヲ説キ我党決死ノ仲間ニ引入ルル為メ八木原ト同行ス可キ約有之候ニ付死後御面謁ノ事ハ六ヶ敷ト存候間前頭ヲ御報導シ旁々遺族処分方奉願上候盡余ハ推察セラレヨ

十六年三月十六日

長谷川 三郎

大島 安治様

布施宛のものは、長谷川が大島と自分の妻に宛てた手紙の伝達を依頼した簡単なもの、妻宛のものも、留守中は大島と布施に何事も相談せよというこれまた簡単な内容であつた。

この大島宛の手紙は、長谷川が何か決死的行動にでることを仄めかしている。身体検査の際、これを発見した新潟県監獄高田支署の看守長武田成物は、直ちに新潟始審裁判所高田支庁検事足隆則へ次の告発状を提出した（この告発状の写しも川文書中に含まれている）。

告 発

新潟県越後國中頸城郡越村寄留
(まま)
東京府平民当時拘留人

長 谷 川 三 郎

右ノ者ニ対シ告発スル原因ハ明治十六年三月十九日官吏ヲ侮辱シタル科ニテ拘留セラレタル処本犯所有品中ニ新潟県越後國中頸城郡城ノ

(ま) 越村布施徳太郎宛ノ書類信書有之付発信スルハ本官被見ノ上ナラザレバ発スル事不相成儀ニ付披見ノ上発ス可キ旨申聞ケタル所一時ハ披

見ヲ拒ミタルモ是非披見ノ上ナラデハ発スルコト相成ラザル趣懇ロニ申聞ケタル処本犯モ得心シ御規則トアレハ抛ナシ披見セラレ度由申
供スルヨリ本犯目前ニ於テ破滅シタル所大島安治布施徳太郎及本犯妻サキニ宛タル書信各一通有之其内大島安治ニ宛タル書信中

前略高岡ニテハ本員ハ互ニ心胆ヲ吐露シ充分相謀リシ処八木原兄弟ハ熱血ヲ以テ自由ヲ買ヒ斯國ヲシテ最大幸福ヲ得セシメント欲ス
ルノ決心ナルコトハ確然動カスベカラズ云々

トノ明文アリ之ヲ以テ見レバ当然自由党八木原繁社井上平三郎等ハ俱ニ国事犯ノ予備ヲ為ス者ト確認ス依テ一応訊問ノ上調書ヲ作ル可キ
処事重大ニシテ漏洩ノ恐アルヲ以テ調書ヲ作ラズ治罪法第九十六条ノ規則ニ従ヒ証拠書類三通相添此段告発候也

明治十六年三月十九日

新潟県看守長

武 田 成 物

新潟縣罪裁判所高田支庁

検事 足立 隆則 殿

この告訴にもとづき、足立検事が、同夜、長谷川を訊問したところ、彼は頸城自由党员を中心とする政府顛覆の陰謀並に
「決死者」の氏名二十数名を自白したのである(これについては、次節で詳述する)。なお、高田警察署が、長谷川を逮捕した
日は明らかでないが、逮捕即日収監されたとすれば、三月十九日であつた筈である。

かくして、長谷川の警察官侮辱による逮捕、所持品検査による内乱陰謀の暴露、それにもとづく頸城自由党员検査——堀
検事補の策謀は、その筋書き通り成功したのである。明治四十二年三月二十日・新高田は、事件二十六周年に際し、「頸城
自由党疑獄の原因に就て」と題する論説を掲げているが、その中で次のように述べている。

明治十六年三月廿日、高田に起りたる自由党国事犯事件の真相に就て、世間説を為す者ありと雖も、要するに官権と民権の衝突、換言せば压制と反抗、更に詳言せば、政府の猜疑心と有志の急激論、而て此二大潮流に波動を激発して疑獄を起さしめたる張本人は、即ち発時高田裁判所の検事補堀小太郎是れなり。当時地方の俗吏が政府の意を迎て自己の功名を求むるに急なる只管有志の内容を探窮し、事実を誇大にし、以て政府に警戒を与ひ、機会もあらば、一角の手柄を現はさんとの非望を抱きたる者其遠因たり。而て堀小太郎が官金費消の罪跡を蔽はんが為め、何等か名義を設けて機密費引出しに腐心しつゝ、暗に長谷川三郎、大嶋安治等の鼠輩を使曠し、内外相応じて、平地に波瀾を起さしめむと企てたる者、即ち其近因たり。

ここにみえている堀の「官金費消」の件は、杉村談話によると、堀は長谷川と共に遊興し「裁判所の公金機密費を使」つた。その「理由は自由党の内幕探索である。度重つてそれが約三百何十円かの額に達した。……之が発覚は身の破滅であり、之を隠すのは、突発的大事件を起す以外に「他に道はない」と堀は考え、その結果、長谷川を説得、利用したとして⁽²³⁾いる。高田事件勃発原因の大要は、「新高田」の前掲論説が要約論述する通りであつたと思われる。

ところが、近時、江村栄一氏は、堀検事補の策謀のみならず、警察側とくに高田署長赤木警部もまたそれに加わつていたと推測され、要するに「北陸に強固な勢力を誇つた頸城自由党の革命的昂揚に加えられた政府・警察の弾圧が高田事件である」と結論付けられた。⁽²⁴⁾竹内久夫氏も、事前に警察が検挙体制を整えたという点では同じ結論であり、また前掲「新潟県百年史」は、江村氏の説をそのまま踏襲している。⁽²⁵⁾

事件摘発の中心が警察、とくに赤木警部であつたという説は、前にも一言したがとく、すでに早く戦前、伊藤痴遊氏の講談にも現われており、また大正十五年六月、高田新聞に連載された堀越黎川氏の前掲「高田事件の回顧」もまた同様である。⁽²⁶⁾しかし、これらはいずれもフィクションを大きく交えた読物であるから、ここに論評する限りではない。

江村氏が直接の論拠とされるのは、永木千代治氏が前掲「新潟県政党史」において、事件検挙の直前、県の警察は異動を

断行し、検挙体制を整えた」と述べていること、および昭和四年、高田新聞に連載された前掲「高田国事犯事件の真相」の内容である。

ここに、江村氏の論拠を検討してみたい。まず、高田新聞の前掲記事は「当時事件の中心となつて何から何まで取扱つた唯一人の証人、此の事件の秘鍵を握る古老を湘南の地に親しくたずねて、聞き得た事実」⁽²⁹⁾とのみあつて、談話提供者の氏名を明らかにしていないが、江村氏によると、この記事が「くりかえし赤木署長を賞讃して詳しく彼にふれ、後に収賄罪に問はれて社会的生命を終つた堀に、一切の罪を負はせているところから察して、『真相』を提供したのは赤木義彦と考えられる。この談話発表こそ、かつて権力末端機関の責任者だつた赤木が陰謀抹殺のために打つたさいごの『大芝居』であつた」とされている。しかし、赤木は後ちにその略歴を述べるとく、大正三年十一月に逝去しているから（本誌三四頁参照）、昭和四年に回顧談を提供することはありえない。赤木の死亡時期も確認せず、赤木談ときめつけられた江村氏の見解は余りにも軽卒であろう。私は、この記事の提供者は、前にも一言したごとく、高田支庁の書記であつた杉村近知であつたと推定する。杉村は、昭和四年当時、逗子に閑居してあり、「秘鍵を握る湘南の古老」に一致するからである。またその記事には、杉村書記の行動がもつとも詳しく述べられていることも、そうした推定をうらづける証拠であろう。杉村は事件当時、検事あるいは予審判事の取調にも立会い、裁判所内部事情にも詳しくあつたであろうから、——江村氏も指摘されるごとく、細かい事実については誤りも多いが——その回顧談は大筋においてかなり信憑性があるものと、私は考える。

次に、江村氏がその根拠とされる永木氏の見解はどうか。永木氏の「新潟県政党史」は、前にも述べたごとく初版が昭和十年の出版、戦後の昭和三十七年に再版がでている。初版の関係箇所は、次の通りである。⁽³⁰⁾

本県に於ては該事件検挙の爲め、三月中旬に至り急遽柏崎、糸魚川、十日町の各警察署長及び高田警察署次席警部の異動を行ひ、柏崎

署長に警部石井立吉を、高田署次席警部には谷山新八を、糸魚川署長には警部伊集院藤十郎等の敏腕を配して以て陣容を整へ云々

再版では、「十日町」の字句が削除された以外、変更がない。⁽³⁴⁾

江村氏は、この記事により「私達はさらに驚くべき事実を知る。この逮捕に備え、長谷川の『密告』以前の三月十四日に、当時の県警察史上に例を見ない」「人事異動が行われていたのである」⁽³⁵⁾といわれる。果してそうであろうか。たしかに、三月十四日、人事異動は行われている。石井立吉は警部補(前任地不明)から警部へ昇進、柏崎署長に、高田署詰の伊集院藤十郎も同じく警部補から警部に昇進、糸魚川署長にそれぞれ任命された。新発田署詰警部補永山新八(永木氏が警部としているのは誤り)は、高田署詰(次席警部ではない)へ転出した。⁽³⁶⁾伊集院の後任である。これがその異動である。⁽³⁷⁾

当時、新潟県下の署長は、大体において一年から二年位の在職で更迭になつており、石井の前任者警部中村金定の在職は四年九カ月、伊集院の前任者警部川村長道のそれは一年六カ月であるから、特別早い転出とはいえない。むしろ中村警部の場合、異例の長期在職である。

また、この三月という時期の異動が変則かといえは、かならずしもそうはいえない。明治十五年中の署長の異動は、三月二十六名、六月二名、九月二名(新設署の場合を除く)、十六年中のそれは、二月二名、三月四名、八月二十名、十月二名、十二月二名(前に同じ)であり、⁽³⁸⁾とくに異動の月が固定していたわけではないからである。

さらに、当時の官吏の人事異動は、交通事情その他の不便からか、発令から赴任まで相当の日時を要したもののようであり、石井、伊集院両警部の場合も、三月二十日、一斉検挙の際は、新任地へ着任しておらず、柏崎署からは前任署長中村警部が巡查十名を引率、また糸魚川署からも前任署長川村警部が巡查五名を引率して高田へ応援にかけつけている。⁽⁴⁰⁾このことは、三月十四日に発令して、三月二十日の検挙に備えることは、時間的に到底不可能であつたことを示している。

以上の事情を考えると、三月十四日の異動が、三月二十日の一斉検挙を予想したとする形跡は、全く見出しえない。単なる通常の人事異動とみていい。江村氏は「三条署長の重任にあつた」永木氏の「この叙述は」「最も信頼して良い⁽⁴¹⁾」といわれるが、事件当時、警察部内に在職した人の執筆ならばともかく、事件後五十余年の後に書かれたものが、単にその筆者が「警察署長」というだけで格別信頼に値する理由はないであろう。しかも、永木氏の著書は、全く典拠を明示せず、その点では、現在の学術書としては寔にも足りない著作であるだけに尚更である。

警察側が、その活動を開始したのは、三月十九日夜すなわち長谷川に対する武田看守長の告訴がなされた日からである。同日夜、高田警察署からの電報をうけた県庁では、県令永山盛輝、大書記官木梨精一郎、警部長井上正貞等の幹部が急ぎ会議を開いて前後策を協議し、警部丹羽濟五郎および、急ぎ警部に任命した柴田克己の兩名に巡查三十名を附して二十日早朝、高田へ派遣、また各署からも応援の警察官を出張させた⁽⁴³⁾。木梨大書記官も、二十三日に行われる弥彦神社祭礼参加を取り止め、二十二日朝急ぎ高田へ出発した⁽⁴⁴⁾。このような県庁、警察の動きから推察するに、事件の勃発は、県庁、警察にとつては、寝耳に水の出来事であつたとしか考えられない。永木氏、江村氏、竹内氏らが、長谷川三郎が告訴される以前に、警察が検挙体制を整えたとされる見解に、私はどうしても同調しえないのである。

否、そればかりか、事件当初の新潟新聞の報道の中には、警察と検事局とが、し、つ、く、り、意気が合っていないことを仄示するものが、すくなくならずみうけられる。まず三月二十七日・同新聞には「今回の事変を惹起したる長谷川三郎氏が懐中せられし連判帳と云ふは、如何なるものか素より知るに由なけれど、聞く所には高田裁判支庁足立検事の手にのみ在りて、赤木警察署長と雖ども其原由を承知せられざるよし」、三月三十一日・同新聞には「足立検事には確乎たる他の証拠ありと云ひ居られ、秘密に保たるゝので、木梨大書記官、井上警部長、赤木警部の諸氏のみ其証拠を一見せられたる迄にて、他の警部等には絶へて承知せられざる哉に聞及べり」「此度の事は、足立検事の発覚せられしに出でし事なりとかにて警部中には右

等の事が、未だ知れざる者多きにより、某警部は或る日、高田寺町の或る所にて職務上甚だ不面目の至りなりと、太く歎息の声を発せられたりと云ふとあり、さらに四月十七日・同新聞には「事実の信偽は知らざれど、聞く所に拠れば、高田裁判所と同警察官との間に、罅隙を生じ、昨今に至りては一向に往復もせられざる趣」とも述べている。これらの報道は、すくなくとも検挙開始当初、検事局は警察側に証拠物品（長谷川所持の手紙）も明示せず、高田署は、検事の逮捕命令に従い、ただ検挙活動のみをしたにすぎず、そのわだかまりが後にまで尾を引いていることを物語るものではなからうか。

さらにまた、前掲「高田詳報」の記事が正確であるとすれば、警察官侮辱による長谷川の逮捕も、検事側の要請で行われたようであり（本誌九頁参照）、あるいは三月二十日付を以て事件関係者に自首をすすめた揭示が、赤木署長と中頸城郡長渡辺健蔵連名で、郡下各戸長役場に発表されたが、これについても、赤木の時期尚早説が、検事局の強硬意見に押し切られたとも伝えられている（この揭示は三月三十日に取消された）。⁽⁴⁶⁾ これらは、長谷川逮捕、それにもとづく一斉検挙に際し、赤木のひきいる高田警察署は、終始一貫して消極的態度を採っていたことを示すものである。とくに一斉検挙に当り、赤木署長と検事局との対立を、裏面から暴露したものが、前にも述べた杉村談話である。検挙決定の三月十九日夜、裁判所へ召集された杉村書記が、足立検事の命により、連絡のため高田署に赤木警部を訪れた前後の様子が、次のように記されている。⁽⁴⁸⁾

杉村は何が何やらわからず、兎に角警察へ来て見ると、赤木署長始め平巡査まで全部詰て何かまつてゐる所、杉村の来たのを見るや

「逮捕状は未だ出来ぬのか、警察では皆こうして待つて居るんだが、早々検事から逮捕状を寄こしてもらいたいが、何うしたんだ」

「何だか知らぬが、裁判所ではそつちから犯人共を今にも送つて寄こすかと待つて居る。検事の逮捕状なしで警察署長の権限で召喚でも逮捕でもして、早く廻してくれたいぢやないか」。

「俺は警察署長としてそんな事はせぬ。赤木義彦は自分で知らぬ事に対しては、召喚状も逮捕状も出さぬ。今度の一件は、警察署管内では巡査のはしに至るまで一人も知らない事だ。俺は一寸も報告を受けて居らぬ。自分で知つた事は一ツもない。裁判所からの知ら

せによつてかく総動員して居るのだ。裁判所の検事が逮捕状を書く以外に誰が書く。事は切迫して居る、大至急だ、然し俺は書かぬ。

頑として赤木義彦は言明した。赤木義彦は、その頃稀に見る硬骨漢であつた。……赤木は、高田事件では堀の走狗となつて、頸城自由黨員を庄迫したと史に書かれてをり、皆人もさう思つてゐるが、彼赤木はそんな男ではなかつた……俗吏堀の為に誤り伝へられるに至つた気の毒な立場にあつたのである。債吏を使つて黨員に接近させ、証拠品を集めたなどと、伊藤痴遊氏も赤木を誤り伝へている。⁽⁴⁹⁾ 杉村書記は、赤木署長同道で裁判所に帰つた所、此処で又堀検事補と赤木署長の⁽⁵⁰⁾大劇論となつた。硬骨漢赤木の立派な議論に対して堀は負けざるを得ぬ。赤木署長は大手を振つて帰り、署員一同に今一服せい！と申し渡した。それから佐藤、杉村両書記は逮捕状を書いた。⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾

かくして一斉検挙が、二月二十日早朝から開始されたというのである。この記事が江村氏が推測されるごとく、赤木の談話をもとにして書かれたものならば（その可能性は全くないことは前述の通りである）、自画自讃の昔話として一顧の価値もないかも知れないが、私が推測するごとく、それが、事件後四十数年の歳月を閲し、堀も赤木もすでに他界した後ちに、杉村書記が誰はばかるところなく語つた回顧談を典拠としたものとすれば、十分信頼に価するであろう。この杉村談話により、高田事件検挙の発端は、堀検事補単独の謀略によるものであることが、ますます明らかになつたものと、私は考える。

(1) 明治十六年三月二十日・郵便報知新聞。大槻弘氏の研究によると、『出席員名簿』では参加者杉田定一以下二六六名であるのに対し、『自由党史』では『有志来り会する者四百余名』とあつて、両者の間にひらきがあるが「当日になつて来会した者があり、二六六名を上廻ることになつたのである」とされている（同氏「北陸七州有志懇親会の一考察」・大阪経大論集第二六号・昭和三十四年・一一一頁）。

(2) 大槻・前掲論文・一一三頁以下参照。

(3) 明治十六年五月「官員録」・二五一枚表。

(4) 津田は三月二十三日、新潟を出發、高田へ行き（明治十六年三月二十三日・新潟新聞、三月末、新潟へ帰つた（明治十六年四月十四日・越佐毎日新聞）。

(5) 明治十六年四月一日・新潟新聞所載の高田新聞發刊広告によると、同新聞は四月一日に第一号を發刊、十五日以降定期刊行の予定としているが、明治十四年四月十四日・高田新聞所載「高田新聞の創業」によると、四月十六日に第一号を發行したとしている。四月一日發行のもの、見本紙である。

- り、定期的には予定より一日遅れて十六日から発行されたのかも知れないが、当時の高田新聞が、現在ののこつていないので、確実なこととはわからない。
- (6) 創立当初の高田新聞の編集陣は、社長兼編集長に市島謙吉、記者として竹村良貞、斎藤謙次郎、設楽正吉、真保源吉、山岸徳平らがいた(前掲高田新聞の創業・明治四十五年四月十四日・高田新聞)。この中でも、「高田詳報」の執筆者は、竹村であつた公算が大きいと、私は考へる。なぜならば竹村と新潟新聞の津田興二とは、明治十三年頃、ほぼ同じ時代に慶應義塾に学んだ同柄であるから(慶應義塾出身名流列伝)・明治四十二年・三七七頁、九九九頁、高田新聞いまだ定期に発刊されず、発表の紙面をもたない竹村が、津田のいる新潟新聞に特種を寄せることは、決して不自然ではないからである。なお、高田新聞および新潟新聞は、共に改進黨系の新聞であつた。
- (7) 新聞紙条例(明治六年六月二十八日・太政官布告第一一〇号)第一五条に「裁判所ノ断獄下調ニ係リ未タ公判ニ付セサルモノヲ載スルコトヲ得ス」：犯ス者ハ禁獄一月以上二年以下罰金百円以上五百円以下ヲ科ス」とある。
- (8) 明治十六年四月十八日・新潟新聞。
- (9) 例えば明治十六年三月二十四日・越佐毎日新聞、明治十六年三月二十七日・朝野新聞、なお、前掲自由党史には「三郎既に謀奴視せられしを憂苦し」：姦に忽ち奸計を按じ堀検事に電謀して、己れを捕縛せしむ。放生津警察署(註13・参照)は高田裁判所検事局の命に因り、即ち三郎を執へて高田に送る(中巻・二七四頁)とある。前掲北越民権史も、同趣旨のことを述べている(第五八回・大正八年五月二十五日・新潟毎日新聞)。長谷川から堀への電報の件は、前掲新聞の記事にはみえていない。後ちに本文で述べるごとく、私は、長谷川の自発の出頭説を事実と推測するが、堀検事補の命による逮捕説も、あながち捨てられないので、一説として掲げておく。
- (10) 東浦原郡が新潟県へ編入されたのは、明治十九年五月十日である(勅令第四三三号)。
- (11) 国会図書館蔵「三島通庸文書」。中川警部補の復命書および附属文書は、明治十六年四月十日、村上少書記官より、三島県令に提出された。三島文書の中に、それが収められている所以である。
- (12) 中川警部補復命書および明治十六年三月二十四日、三月三十一日・新潟新聞、福島武司は、警察本署詰の警部で、事件直後から、高田に派遣されていた(明治十六年三月二十三、四、月二十八日・新潟新聞)。
- (13) 「副書」では、長谷川が出頭したのは「放生津」・警察分署」としている。しかし、明治十六年当時、放生津には分署の設置はなく、放生津を管轄したのは、高岡警察署伏木分署である(富山県警察史)・昭和四十年・二四三頁)。伏木は放生津の隣である。長谷川自身は、予審において「放生津警察分署へ罷出」と述べている(明治十六年五月十九日・長谷川予審調書、明治十六年十二月二十日・郵便報知新聞による)から、警察でも同じ名称を使つたと思われる。高田警察署員はこの長谷川の誤りをそのまま信用して、中川警部補にも話したのであろう。
- (14) 長谷川は予審において「官ノ電報ハ吾党ニ聞ヘ、吾党ノ電報ハ官ニ聞ユルヲ以テ、如何ノ誤ナルヤ、其事実探偵ノ為メニ、放生津警察分署へ罷出候処、自分氏名等訊問ヲ受テ、自分答弁ノ曖昧ニ涉リシトテ直ニ就縛ニ相成候(明治十六年五月十九日・前掲長谷川予審調書)と述べ、保護を求めて出頭したとはいつていない。この点のくいちがひについては、次節で詳述する。
- (15) 明治十六年五月十九日・前掲長谷川予審調書。

- (16) 「高田国事犯事件の思ひ出(三)・小島周治談」・昭和四年六月三十日・高田新聞。
- (17) 「高田国事犯事件の真相(三)・昭和四年六月二十日・高田新聞」。
- (18) 長谷川も予審において、三月二日、堀から二十円を借用したと述べている(明治十六年五月十九日・前掲長谷川予審調書)。
- (19) 長谷川は手紙の筆跡は、自分のものであることを認めている(明治十六年三月十九日・足立校事の訊問調書・中川文書による)。
- (20) 本文に引用した明治十六年三月二十四日・新潟新聞では、長谷川が侮辱した相手は警部武田成物としているが、「副書」では赤木署長のように述べている。いずれが正しいか明らかでない。因みに、武田は警部兼書記看守長である(明治十六年十月「官員録」・二四〇枚表)。
- (21) 布施徳太郎が長谷川とどういふ関係にあつたかは不明である。
- (22) 「新高田」は、明治四十二年一月一日から約半年発行されていた旬刊新聞である(前掲高田市史・第二卷・六四五頁)。
- (23) 前掲高田国事犯事件の真相(三)・昭和四年六月二十日・高田新聞。この杉村談話の「三百何十円」という金額は、余りにも多過ぎる。明治十五年、高田始審裁判所の経費は、五九〇円一五錢五厘で、その中、俸給、雑給、營繕費を除く庁費(燃料、筆墨紙、接待、探偵費その他)は、九五三円三三錢七厘であり、また同年中、全国七十九始審裁判所の探偵費合計は二七六円二九錢七厘、接待費合計一四四八円二九錢八厘(司法省経費報告書明治十五年・一四頁、三五頁)である。明治十六年の場合は、新潟始審裁判所および各支庁(高田、新発田、長岡、相川)の合計しかわからないが、それらの庁費合計は八七九円二九錢九厘であり、また全国四十六始審裁判所の探偵費合計は八九〇円一九錢八厘、接待費合計一七〇円八三錢三厘である(前掲書・明治十六年・一頁、二九頁)。したがって高田支庁だけで「三百何十円」の探偵費、接待費を使ったということは、到底考えられない。この金額には誤りがあるのであろう。因みに、高田始審裁判所は、十六年一月十日より新潟始審裁判所高田支庁となつたのである(「司法沿革誌」・七九頁)。
- (24) 江村・前掲高田事件・頸城文化第一〇号・七三頁。前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六一頁。
- (25) 竹田・前掲高田事件の顛末・頸城文化第一二号・四五頁。
- (26) 前掲新潟県百年史・上巻・三六六頁以下。同書は十数人の分担執筆であるが、執筆部分の明記はない。全体的には相当たかく評価すべき業績と思われるが、自由民権運動の部は「江村栄一氏の論文に全面的に依拠」した(三七五頁)と自認することく、独自の研究にきわめて乏しい。この執筆態度には問題がある。
- (27) 伊藤氏は、赤木が密偵相馬信孝を利用し、赤井の天誅党旨意書を手入、高田事件検挙の端緒を作つたとしている(前掲自由党秘録・前掲伊藤全集・続第十一卷・三四八頁以下)。この「相馬信孝」は、高田署巡査として実在の人物で、事件直後の三月二十二日、連絡のため、新潟県庁へ派遣されている(明治十六年三月二十四日・新潟新聞)。伊藤氏が、高田事件の摘発とこの相馬巡査をなせむすびつけられたかはわからない。
- (28) 堀越氏は、赤木署長が長谷川三郎と大島安治をスパイに使い、天誅党旨意書を手入したとしている(前掲高田事件の回顧(六)・大正十五年六月十七日・高田新聞)。
- (29) 前掲高田国事犯事件の真相(一)・昭和四年六月十七日・高田新聞。
- (30) 江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六一頁。竹内久夫氏は、何の理由も附せず「事件当時の高田警察署長赤木義彦談」として引

用されている(竹内・前掲高田事件の顛末・頸城文化第十二号・四五頁)。

(31) 杉村近知は旧高田藩士族、野木七内の四男として安政元年一月二十四日出生、同藩士族杉村庄平の養子となる(高田市役所の除籍謄本による)。明治十年六月、彼は西南戦争に徵募四等巡査として従軍、戦後の十三年十二月、等外四等出仕として新潟裁判所に勤務、翌年十二月、高田支庁詰となり、十五年二月、司法十等属へ進み、一時糸魚川治安裁判所に転じたが、十五年四月、ふたたび高田始審裁判所へ戻り、高田事件の際は、書記としてその裁判に関与した。事件関係者の中には、彼の知人——同藩士あるいは西南の役の戦友として——が多かったことと思われる。十八年九月、彼は柏崎支庁へ転出、その後相川支庁詰を経て二十年七月、水戸始審裁判所へ転じた(官歴は、新潟地方裁判所所蔵の履歴書による)。その頃の水戸の所長は、高田事件当時の高田支庁長判事尾崎房豊であつたから(前掲司法沿革誌・六一一頁)、その縁故で杉村は水戸へ転出したものと思われる。明治の末、官を辞して東京麻布に住み、大正十一年より昭和八年頃まで逗子の別荘に閑居、その後ちふたび東京に移り昭和十年八月二十三日、八十一歳で逝去、墓碑は多摩墓地にあり、高田天崇寺にも分骨が収められていたが、戦後、ひきあげられたとのことである(杉村長男の妻で東京渋谷在住の杉村茂子氏談)。

(32) 江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六一頁—六二頁。杉村談話の内、顯著な誤りの例としては、一斉検挙の日を「二月十七日」としていることをはじめ、「控訴院長正木正之助」「安達樸事」など職名、人名の誤りもあり、また清水中四郎、富樫源吉が「越中から護送されて来た」(後に本文中で述べるごとく金沢で逮捕、翌日釈放された)などと述べている点である(前掲高田国事犯事件の真相「四」「五」・昭和四年六月二十一日、二十二日・高田新聞)。

(33) 永木・前掲新潟県政党史・初版・一一五頁—一一六頁。

(34) 前掲書・再版・九六頁。十日町署長の交代が削除された理由は、この再版が出版される直前の昭和三十四年に前掲新潟県警察史が発刊され、明治十六年三月当時、署長の交代がなされていない事実が明らかになつたためと思われる(一一五—一頁参照)。

(35) 江村・前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・六五頁—六六頁。

(36) 明治十六年三月十六日・新潟新聞。伊集院警部補は、十五年九月から高田署勤務(明治十五年九月二十七日・新潟新聞)、谷山警部補は、十六年二月から新発田署勤務であつた(明治十六年二月二十日・新潟新聞)。なお、伊集院警部は、十六年十一月二十七日付で兵庫県警部へ転出(明治十六年十二月四日・新潟新聞)、谷山警部補は、その後警部へ昇進した形跡はなく、明治十七年不詳「官員録」には警部補として在職しているが(二四五枚表、明治十八年八月「官員録(下)」には、その名がみえていない(二〇枚裏)から、それまでに他県へ転出したか、あるいは退職したのであらう。また石井定吉警部は、柏崎署長在職五カ月で巻署長に転出、その後各地の署長を歴任、三十五年四月、新発田署長を最後に退官した(前掲新潟県警察史・一一二—八頁以下参照)。永木氏がいわれるように、この三人が当時の警察部内で特に「敏腕」家であつた(前掲新潟県政党史・初版一一六頁、再版九六頁)証拠は、なにもない。

(37) 前掲新潟県警察史・一一二—四頁以下に、各署長の任免一覧表がある。

(38) 前掲書・一一五—二頁、一一六—〇頁。

(39) 前掲新潟県警察史・一一二—四頁以下の各署長任免一覧表により、手塚が計算した。

- (40) 明治十六年三月二十四日・新潟新聞。
- (41) 江村・前掲高田事件・頸城文化第九号、四七頁。
- (42) 永木氏のこの明治十六年三月の警察官異動に関する記述は、昭和十年、初版発行当時、まだ生存されていた石井立吉氏(前掲新潟県政党史の序文・二頁)から取材されたものかも知れない。とすれば、石井氏が自己の経歴を美化するため、そのはじめての署長就任を高田事件と結びつけ、誇張して語ったものとしか考えられない。
- (43) 明治十六年三月二十一日・新潟新聞。丹羽警部は、十五年九月まで高田署に在勤(明治十五年九月二十七日・新潟新聞)、その後十六年二月、八等属兼任となつて、同月五日新設の兵事課詰となつていた(明治十六年二月八日、十日・新潟新聞)。半年前までの高田署在勤の経歴が買われて高田へ派遣されたものと思われる。柴田は旧高田藩士、「鬼の柴田」と呼ばれた剣道の達人、西南の役に従軍した際は(三等少警部―明治十年十月「官員録」・四枚表、八木原繁社と対立、旧藩士中の保守派の代表的人物である(前掲高田市史第一巻・六三四頁以下、竹内・前掲高田事件の顛末・頸城文化第十一号・二九頁)。十六年三月初め、新潟県准任の御用掛に登用され、兵事課詰であつた(明治十六年三月六日・新潟新聞)。八木原との関係を逆用し、警部に任用、高田へ派遣されたのであろう。
- (44) 明治十六年三月二十三日・新潟新聞。
- (45) 明治十六年三月十九日、午後九時三十分と記された足立検事より赤木署長宛の逮捕命令書(八木原繁社他二十二名)の写しが、中川文書の中にある。
- (46) 明治十六年三月三十一日・新潟新聞、明治十六年四月三日・越佐毎日新聞。掲示の全文は、前掲自由党史・中巻・二七五頁に引用されている。おそらく、当時の新聞記事によつたものであろう(例えば明治十六年三月二十七日・越佐毎日新聞)。
- (47) 明治十六年四月五日・新潟新聞。
- (48) 前掲高田国事犯事件の真相(四)と(五)・昭和四年六月二十一日、二十二日・高田新聞。
- (49) 杉村談話所載の高田新聞は、伊藤痴遊氏にもどけられた。伊藤氏は、これについて「赤木署長は堀検事に迫られて、抛ろなく、赤木の一列を検挙したのであるといふのが、高田新聞の記事で、著者のいふが如く、赤木署長が、自発的に踏込んで事件の捜査を為たのではないといふのであろうが、これは明らかに誤り」で「赤木氏には、日露戦後…幾度も逢つて居るから、赤井逮捕の事情も多少は聞取つてあるのだ」(前掲自由党史秘録・前掲伊藤全集・統第一巻の序文)といわれている。しかし、赤木警部が密偵相馬信孝を通じて天誅党旨意書を入力、事件を摘発したという伊藤氏の説(註27・参照)の誤りは、明白である。それは、次節で述べることく、事件摘発後、赤井宅の家宅捜索によつて、当局が入手したものだからである。
- (50) 佐藤茂登枝は、その前月中旬、裁判所書記に任せられ、高田支庁詰を命ぜられたばかりの人で(明治十六年二月二十二日・新潟新聞)、杉村より下級の書記である(明治十六年六月「官員録」・一八七枚表)。翌年八月、根室県収税属へ転じた(明治十七年八月十二日・新潟新聞)。
- (51) 江村氏は、鈴木貞司に対する足立検事の勾引状を紹介しておられるが、これには「三月二十日」とのみあつて、時間は書かれていない(江村・前掲高田事件・頸城文化第九号・四五頁)。なお、同氏によると、加藤貞盟に対する勾引状は、三月二十日「午前五時四十分執行」とある由である(江村・

前掲国事犯高田事件・史潮第八四、八五合併号・七一頁。

(52) 現行犯の場合は、治罪法第二〇三条に「検事ハ予審判事ヨリ先ニ現行ノ重罪懸罪アルコトヲ知リタル時ハ予審判事ヲ待ツコトナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ予審判事ニ属スル処分ヲ為スコトヲ得」とあることから、検事にも令状を發する権限ありとされている(堀田正忠「治罪法積義」・八八六頁)。因みに、この権限は司法警察官にも「当分ノ内」認められていた(明治十四年九月二十日・大政官布告第四六号)。したがつて、赤木警部もその氣になれば、勾引状を發することはできた筈である。

附説 長谷川三郎、堀小太郎、赤木義彦の略歴

ここで、高田事件の勃発と關係のふかい、長谷川三郎、堀小太郎、赤木義彦の三名について、その略歴を考察、紹介したい。従来の高田事件研究において、この点の研究はかならずしも十分行われていなかつたと——長谷川については、私の調査もきわめて不十分であるが——思われるからである。

長谷川三郎 この人については、まだ不明の点が余りにも多い。検査直後、各新聞に彼の前歴に関する記事が散見する。

例えば明治十六年三月三十日・越佐毎日新聞には「長谷川三郎氏は、明治十年頃、東京にて司法省七等属を奉職し、其後辭職して中頸城郡高田の開業医小林重明方の食客となり居たる内、不都合ありて一端立去りし後は、代言人を為し居たれども思わしからぬゆゑ、人を頼みて小林方へ詫入り再び食客となり、其後医業を開き自民党へ加入したる者なり」とあり、また十六年四月三日・東京日日新聞には「長谷川三郎は東京生れにして明治三、四年頃、高田の医師大森立碩氏の門に入り、其後引續て同地に在りしが、同人は書を善して号を香外と呼べるが、頗る酒癖ある人なりと云へり」とある。

さらに、杉村談話には「埼玉県人で長谷川三郎と云ふ男が、其時分、分瀧町在の馬正面あたりに藪医者をしていた。此の男は東京に遊学したこともあり、堀小太郎とは其頃から知り合ひであつた⁽¹⁾」としており、事件関係者の一人岡崎直中談では

「長谷川といふ男は、当時今の高陽館のすぐそばに居た大森といふ医者様の家に書生をして居たが、中々才子肌の男で、自由党員の為に重宝がられて居た⁽²⁾」とある。前掲した中川警部補の副書では、長谷川は東京出身、明治十三年頃から高田に寄寓した者として居る⁽³⁾。(本誌一頁参照)。

これらを総合してみても、大体確実と思われるのは、長谷川は、高田生れの者ではなく、明治十三年頃から高田の医師小林重明(大森立碩と同一人である)⁽⁴⁾の食客であつたことしかない。出身地が東京か埼玉か、また堀と東京で知り合つたのかどうか、さらに実際に司法属であつたのかどうか、そうしたことは確認できない。ただ長谷川自身も「堀検事補ハ自分親友ニ有之候⁽⁵⁾」と述べているから、堀とはかなり親しかつたことだけはわかる。

ところが、ここに堀と交際があつたと思われる人物に長谷川三郎なる人がいる。彼は、明治七年二月創立の官立新潟師範学校を卒業した⁽⁶⁾。堀は後に述べるごとく、八年十二月の第一回卒業生であるが、長谷川の卒業年次は、堀と同年なのかあるいはそれより遅いのか明らかでない⁽⁷⁾。彼の卒業直後の動静も不明であるが、明治十三年十月、新潟学校師範部を卒業した見藤敬四郎の手記の内、教えを受けた職員中に長谷川の名がみえているから、彼は同校の教員に在職したこともあつたのである。十三年五月、彼は四番堀校の首座教員(訓導)に就任した⁽⁹⁾。堀の後任である。ところが、同年八月七日、新潟に大火があり、四番堀校が焼失した際、長谷川は解職された。在職わずか四カ月弱である⁽¹⁰⁾。その後の消息はわからない。

もしも、この官立師範卒業の長谷川と、頸城自由党の長谷川と同一人物であるとすれば、彼は四番堀校退職後、高田へ赴き、前歴を秘して小林医師の食客となり、頸城自由党の一人でありながら、旧友堀検事補に協力したことになるが、しかし、そのように断定することには、私はかなりの躊躇を感じる。なぜならば、さらに第三?の長谷川三郎が存在するからである。

すなわち、明治十四年四月、南魚沼郡塩沢村に設立された県立南魚沼中学校の首座教員(二等助教諭)が、「小学師範学科

卒業」の長谷川三郎という人である。⁽¹¹⁾ 彼は、十五年十二月末、新潟医学学校幹事へ転出、翌十六年十二月、準官十一等の書記へ昇進したが、⁽¹³⁾ 十七年八月、新潟東中通一番町で逝去した。⁽¹⁴⁾ この長谷川は、高田事件の長谷川とは考えられないから、新潟官立師範出身の長谷川と同一人物である公算が大きい。しかし、私は残念ながらそれを確認する資料をもたない。⁽¹⁵⁾ もしも、両者が別人であるとすれば、前に述べた高田事件の長谷川は、官立師範出身の長谷川であつた可能性も全く消えたわけではない。

なお、そのほか、明治十三年四月、直江津において発会した鳴鶴社の加盟者の中にも長谷川三郎の名がみえている。⁽¹⁶⁾ これは高田事件の長谷川であると、これまでのところ考えられているが、⁽¹⁷⁾ おそらくそうであらう。また、明治十三年五月十日、新潟上大川町通七番町木宮方で開かれた「新潟演説会」の出演弁士および翌六月十六日、新潟横七番町竜照寺で開かれた「啓蒙演説会」の出演弁士の中に長谷川三郎の名がみえており、⁽¹⁹⁾ さらに、十六年二月二十五日、新潟大川楼で開かれた新発田人親睦会の発起人中にも、長谷川三郎の名がでてい⁽²⁰⁾ る。これらの長谷川三郎は、どちらの長谷川に結び付くのか、疑問は尽きない。新潟地方郷土史家の御教示を得られれば、寔に幸である。

堀小太郎 彼は新発田藩士族堀藤四郎の長男として、安政三年七月二十六日に生れた。⁽²¹⁾ 「明治初年の新発田藩家中屋敷割図」によると、新発田城外新築地に、堀藤四郎の小住宅があるから、⁽²²⁾ 下級士族であつたと思われる。

明治七年二月、新潟に官立師範学校が創立されたが、彼はその第一回生として入学、翌八年十二月卒業した。⁽²³⁾ この頃、新潟西堀通りに住んでいたフランス人宣教師イブラルに就いて、フランス語を学んだともいわれている。⁽²⁴⁾ 堀は卒業と同時に四等訓導に任ぜられ、⁽²⁵⁾ つづいて翌九年一月、三等訓導へ昇進すると共に、高田の小学校講習所在勤を命ぜられた。この講習所は、小学校の下級教員を短期二カ月間に養成する機関で、県内五カ所に設けられたものである。⁽²⁶⁾ 後ちに高田事件に関係した横山環、樋口亨太は、杉村談話によると、この講習所で堀の授業を受けたとい⁽²⁷⁾ う。また、赤井景韶は、明治十四年に新井小

学校の授業生（下級教員）となつてゐるから、あるいはこの講習所で学んだのかも知れない。⁽²⁸⁾

九年四月、堀は第一中学区第三番小学四番堀校首座教員を命ぜられて⁽²⁹⁾ふたたび新潟へ戻り、十一年五月には第二番小学西堀校訓導をも兼任した。この頃、堀は、他の小学校の訓導達と合議の上で、各小学校の優等生を集め、別に養生校と称する上等小学を創設することを県へ提案したが、学校の新設がみとめられなかつたので、各校から優等生を四番堀校に集め、各小学校の教員が交代で授業する制度を實行したといわれる。⁽³⁰⁾一種の英才教育であり、非常に意欲的な教育活動をしたものといえよう。

十二年七月、堀は教員生活を退き、司法省十六等出仕となつて新潟裁判所へ入つた。彼が在学した頃の師範の校長高木秀臣⁽³¹⁾は、東京へ帰つて司法省へ入り、その頃少書記官の要職にあつたが、堀もそれに刺激されて司法界へ転職したのかも知れない。十三年三月、彼は長岡支庁詰に転じ、翌十四年六月、出仕から判事補に登用された。そして九月、彼は新発田支庁詰となつたが、十五年三月、検事補に転官、高田始審裁判所詰を命ぜられた。そして翌年三月、問題の高田事件を惹き起したのである。当時、新潟始審裁判所高田支庁の構成員は、所長判事尾崎房豊の下に判事補七名、検事は足立隆則、検事補は堀と大井田義路の二人、筆頭の書記は杉村近知であつた。⁽³²⁾その中で足立検事は、一月二十四日付で長野始審裁判所の判事補から検事に転じ、二月中旬着任したばかりであつた。⁽³⁴⁾前任者は神戸始審裁判所検事へ栄転した福鎌芳隆である。⁽³⁵⁾大井田検事補は四月はじめ神戸へ赴任のため高田を出立、その代りに前青森県八戸警察署長小川信行が検事補として着任した。⁽³⁶⁾大井田、小川両検事補の発令日は明らかでないが、おそらく三月二十日、高田事件検挙の時点には、赴任着任の月日から逆算推測して、すでに発令済であつたと思われる。とすると、高田事件検挙の時の高田検事局においては、赴任後わずか一カ月余の足立検事は、管内事情にも暗かつたであろうから、事実上、堀検事補一人がきりまわしていたにちがいない。前掲「新高田」の記事に、堀は「足立隆則が平生功名心に富むを看守し、遂にそれを煽動」して事を構えたと述べているが、⁽³⁷⁾頭城自由

党の内情もまだわからなかつたであらう足立検事としては、堀の意向に従わざるをえなかつたのであらう。

高田事件も一段落した十六年九月、堀はふたたび判事補に戻り、新発田支庁へ転出した。竹内久夫氏は「堀検事補第一目的たる公金乱費は発覚せず、その場合はすみ、目的は達せられ……事件後一〇月、新発田へ移動を命ぜられている。この事実などもデッチ上げのかくしきれない一点ではなかつたろうか」といわれている⁽³⁸⁾。その意味は、官金乱費の事実が外部に洩れるのをかくすため、堀を転任させて事を隠蔽したという意味であらう。しかし、私はむしろ堀が個人的にうまく事を処理し、乱費の一件——それはおそらく事実と思われるが——は、部内でも表沙汰にはならなかつたものと考ええる。

十九年十月、堀は相川支庁へ転任、そこに在職中の二十年三月、判事登用試験をうけて合格、奏任官五等の判事に昇進した。その後、彼は新発田支庁判事、新発田区裁判所判事兼新潟地方裁判所判事を経て、廿四年七月、相川区裁判所監督判事兼新潟地方裁判所判事（支部）（高等官六等）へ進み、相川に在勤した。

明治二十八年十月はじめ、相川区裁判所の書記福井直吉が、官文書偽造その他の汚職容疑で、予審判事によつて拘引されたことに端を発し、堀判事にも容疑がかかり、同月十三日、相川警察署に拘引された⁽³⁹⁾。なにしろ現職司法官の汚職のこととて、司法部はもちろん世間にも大きな衝撃をあたえたと思われる。新潟地方裁判所長高野孟矩、検事正北条元利は相川へ赴き前後処理に当り、堀の後任に、新潟地方裁判所の判事桐生吉英を起用した⁽⁴¹⁾。堀の予審は、新潟地方裁判所相川支部で開かれたが、予審判事は、彼の部下大橋済であり、翌年四月十一日に予審終結、新潟地方裁判所の公判に移された⁽⁴²⁾。堀は終始犯行を否認し、それがため辞表も提出せず、同僚桐生判事の説得で、ようやく辞職を願いで、六月八日付で依願免官となつたといわれる⁽⁴³⁾。なお、予審終結の直前、四月九日付で、堀の上司である高野所長は、台湾高等法院長へ転出した⁽⁴⁴⁾。高野の伝記には、この転出は、司法大臣芳川顕正、司法次官清浦奎吾の懇請によるものとしているが、私には、部下の汚職と無関係であつたとは思えない。

新潟地方裁判所の公判（裁判長判事安原吉政、陪席判事渡辺約郎、竹田武勝、立会検事北条元利）は、同年七月二十八日に開かれ、翌二十九日に判決言渡が行われた。⁽⁴⁶⁾ 堀の罪名は、官文書偽造、官文書毀棄、官印盗用、私文書私印偽造行使、詐偽取財、収賄で、重懲役十一年、福井は同じく九年であった。⁽⁴⁷⁾ 堀は直に控訴、身柄は八月十三日に東京へ移された。⁽⁴⁸⁾ 東京控訴院の判決、そしてまた大審院への上告がなされたのかどうか、現在の私は、残念ながらそれらの点を確認しえない。おそらく控訴は棄却され（あるいは上告も）、新潟監獄で服役したものだと思われる。出獄後の堀は、免囚保護の仕事に従事し、⁽⁴⁹⁾ 大正十二年二月二十四日、新潟市田中町で逝去、享年六十七歳であった。

赤木義彦⁽⁵¹⁾ 彼は岡山藩士族田中意誠の三男として岡山下片山町で弘化四年五月二十五日に生れ、幼にして赤木氏を名のつたが、その理由は明らかでない。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾

幼少の頃、彼は藩校に入り、また柔剣道、弓馬なども学び、慶応二年十二月、父のすすめにより京に出て討幕の運動に加わり、戊辰の役には岡山藩兵として奥羽を転戦、維新後、藩の洋式調練をうけたという。⁽⁵⁴⁾

明治四年十月、東京府はそれまでの府兵の制度を廃止し、府下の治安を守るため、取締組三千人を置いた。⁽⁵⁵⁾ その中、二千人は鹿児島県人を徵募、一千人は他の府県の壮丁から選抜したが、赤木はその選に入り、同年十一月、取締組小頭に登用された。⁽⁵⁷⁾ 七年一月、東京警視庁設立の際、彼は権少警部に任命され、翌二月、少警部に進んだ。十年一月、東京警視庁は内務省警視局に改組されたが、彼はひきつづき二等少警部として在職、同年二月、西南の役の勃発をむかえたのである。⁽⁵⁹⁾

十年三月、赤木は警視隊の津川隊第一番小隊長として出征の命をうけ、翌四月、熊本県今城村に到着、別働第三旅団第四大隊に編入され、はじめて戦線に参加、その後、同隊新十番小隊長として各地を転戦、六月七日、鹿児島県大口附近の戦闘で、胸部貫通銃傷をうけ、水股、八代、長崎の病院にて加療、七月末、帰京した。⁽⁶¹⁾

同年九月はじめ、可愛嶽を突破した薩軍が、鹿児島へ入った際、警視局はあらたに一中隊（隊長大浦兼武）⁽⁶²⁾ の増派を決定、

赤木はまだ完全に戦傷が癒えないにもかかわらず、自ら志願してその小隊長に任ぜられ、ふたたび鹿児島に赴いた。⁽⁶³⁾

九月二十四日、城山陥落により西南の役は終結した。これより先、大警視川路利良のひきいる別働第三旅団(警視隊)は、六月二十五日、鹿児島に突入し、県庁第四課(警察)を閉鎖、翌七月、東京警視出張所(所長少警視綿貫吉直)を設け、警察事務を掌握、鹿児島市外に十七の警視分署をおいた。⁽⁶⁴⁾さらに十一月、機構が改められ、鹿児島市内をふくむ県内二十六カ所に警視署がおかれた。⁽⁶⁵⁾戦争終結後、帰京を命ぜられた赤木は志願して鹿児島にとどまり、出水警視署、下方限警視署の署長を歴任した。⁽⁶⁶⁾これは、戦争中、藩軍に奪われた歩兵第十四連隊(連隊長心得少佐乃木希典)の軍旗をふたたび奪い返す捜査を希望したためである。赤木は非常な苦心を重ねて捜査を行い、遂に薩軍幹部で戦死した村田三介未亡人宅から軍旗の回収に成功した。⁽⁶⁷⁾

十一年四月、赤木は帰京を命ぜられ、警視局に復帰、十三年三月、権中警部に昇進、翌年一月、警視局がふたたび警視庁に改組された際、警視属に登用された。

十四年十一月二十一日、赤木は新潟県五等警部に転出した。伊藤痴遊氏によると、この転出は、西南の役の際の彼の活躍をみとめた綿貫吉直(警視庁副總監)⁽⁶⁸⁾の推薦によるものとされているが、⁽⁶⁹⁾当時の新潟県では、一等属井上正貞、一等警部與津実らが岡山県人であつたから、その縁故に依るものかも知れない。⁽⁷⁰⁾

十四年十二月、警部の等級が廃止され、警部、警部補に分かれたが、赤木は月俸三十五円の警部で、これは部内の序列では二番目である。⁽⁷²⁾そして同年八月十八日、高田署長に任命された。⁽⁷³⁾翌十六年二月十日・新潟新聞には、赤木の辞職上京の「風説」記事があるが、そのまま在職、同年三月二十日、高田事件一斉検挙の指揮を採つたわけである。

高田事件も一段落した八月二十九日、赤木は県の副典獄に転出した。⁽⁷⁴⁾当時、典獄は在職者がいないので、監獄本署長である。⁽⁷⁵⁾翌十七年六月十二日・新潟新聞には

当監獄本署にては、赤木副典獄の赴任以来、百事改良を加へし事は、前号にしばしば記載せしが、今度更に工業場を拡張し、衆人の望に應じて諸細工物を廉価に受負はしめらるる由にて、其他署内掃除の清潔なること、囚人取扱の丁寧なるは、従前に比すれば、殆んど雲淵の差ありといふ。

とある。副典獄としての彼は、相当の実績をあげたものとみていい。

彼は、この副典獄時代の十六年十月二十三日、新潟区西仲通川へ転落した男を救出し、翌十七年四月十六日、賞勲局から人命救助の褒賞を受けている。⁽⁷⁶⁾ このことから推察すると、彼は非常に義侠心に富んでいたことがうかがわれる。また前に掲げた杉村談話では、赤木は「稀に見る硬骨漢(本誌二二頁参照)」と述べているが、これもあながち過褒とはいえないものと思われる。

十七年八月、赤木は県の四等属に任命され、県庁勸業課話となつた。⁽⁷⁷⁾ 翌十八年三月二十三日、赤木は辞職、上京した。彼が三月三十一日・新潟新聞に広告した辞職挨拶には、「昨秋来銃傷再発せしも推て勤務罷在候処、二月初旬より愈々苦痛を感じ、為めに病振にあり、早速全快の目的も無之候に付、過般辞表を捧呈云々」と述べている。

上京後の赤木の動静は明らかでないが、おそらく治療に専念したのである。そして翌十九年六月十七日、彼は兵庫警察部に任命されて赴任した。⁽⁷⁸⁾ 翌七月、副典獄を兼任、神戸監獄あるいは兵庫警察本部などに在勤、二十年一月、洲本警察署長に任ぜられた。二十年四月「官員録」では「副典獄判任五等兼警部三等」⁽⁷⁹⁾とあるから、署長と兵庫警察本監獄の長を兼ねていたのかも知れない。⁽⁸⁰⁾ 二十一年十一月、洲本署より篠山署へ署長として転出、二十二年七月一日、退職、⁽⁸¹⁾ 翌日、兵庫県加西郡長に就任、翌年五月九日まで在職した。⁽⁸²⁾

その後、三十一年八月十日、赤木は京都府属に任ぜられ知事官房内記掛となつたが、在職わずか三日で退職した。このときの事情は明らかでないが、同月十五日、彼は亡兄大塚家の絶家再興を行い、大塚姓に改めているから、⁽⁸³⁾ このことが退官と

何か関係があるのかも知れない。伊藤痴遊氏によると、官を辞した後の赤木は岡山で剣道場を開いていたという⁽⁸⁴⁾。しかし、大正元年には、芝の愛宕下町一丁目名越正吉宅で「余生を風月に送りつゝ」あつたから、おそらく明治の末頃に上京したのであろう。

大正三年十一月五日、逝去⁽⁸⁶⁾、享年六十七才であつた。墓碑は、東京芝の青松寺にある。彼には「消防操典」、「日本火災要論」、「淡路沿海経緯度指掌」などの著述もあつたという⁽⁸⁷⁾。

なお、明治四年二月三十日、高野山における村上兄弟の仇討に参加した赤木俊三(藏)が赤木義彦と同一人であるという説も一部にあるが、同者は全くの別人であることを附記しておく。

- (1) 前掲高田国事犯事件の真相(三)・昭和四年六月二十日・高田新聞。
- (2) 「高田国事犯事件の思ひ出(一)・岡崎直中談」・昭和四年六月二十八日・高田新聞。
- (3) 長谷川は予審において「三月一日、用事有之、高田へ出テ・呉服町西沢・キ方ニ止宿」(明治十六年五月三十一日・長谷川予審調書、明治十六年十二月二十二日・郵便報知新聞)と述べているから、十六年三月頃は高田町外に住んでいたと思われる。本文に引用した告発書では「中頸城郡城越村寄留」(本誌一四頁参照)とある。「越」は「腰」の間違ひである(内務省地理局編「地名索引」・坤・明治十八年・二五七枚表)。
- (4) 明治十四年二月二十三日・新潟新聞に、「高田新須賀町東本願寺別院前旧大森隆領改小林重明」という名で、「遊学中数年他行之処今般当所ニ於テ従前之如ク眼科医開業仕候」という広告がでている。
- (5) 明治十六年五月十九日・前掲長谷川予審調書。
- (6) 「新潟第一師範七十年史」・昭和十八年・二九頁。以下、新潟県教育史関係の諸文献は、すべて新潟郷土資料館長池政栄氏の御教示による。その学恩を謝す。
- (7) 長谷川は、堀よりも約一年余おかれて、十年三月に訓導になつているから(明治開港前後の新潟の教育)・「新潟市義務教育百年史」第一集・四〇頁、堀の後輩と考へべきかも知れない。
- (8) 見藤敬四郎「七十年の昔を偲びて」・前掲師範七十年史・二二四頁。
- (9) 「新潟区制時代の教育」・前掲義務教育百年史第二集・一五頁。首座教員は校長である。
- (10) 前掲書・二三頁。四番堀校沿革誌によると、長谷川は在職中に、小学校五校の集中併築を提唱している(前掲書・一五頁)。
- (11) 「南魚沼郡誌」・大正九年・六九〇頁。「塩沢町誌」上巻・昭和二十五年・一四四頁―一四五頁。この文献は、塩沢町教育長片桐薫氏より御教示をう

けた。その学恩を謝す。

- (12) 明治十五年十二月二十二日・新潟新聞。
- (13) 明治十六年十二月二十五日・新潟新聞。
- (14) 明治十七年八月二十四日・新潟新聞。同月二十八日・同新聞に、嗣子精一の名で死亡広告がでている。
- (15) 三人の長谷川三郎がいた可能性は、ほとんど考えられないであろう。
- (16) 永木・前掲新潟県政党史・初版・一六頁。この加盟者の氏名の典拠は明らかでない。なお同書再版では、加盟者の氏名は省略されている(二四頁)。
- (17) 江村・前掲高田事件・頸城文化第九号・四六頁。
- (18) 明治十三年五月九日・新潟新聞所載の広告。この演説会には、尾崎行雄も出演している。
- (19) 明治十三年六月十六日・新潟新聞所載の広告。
- (20) 明治十六年二月十七日・新潟新聞所載の広告。
- (21) 新発田市役所の除籍謄本による。
- (22) 「新発田市史資料」第二卷・昭和四十年・附録。
- (23) 前掲師範七十年史・三頁、二九頁。
- (24) 佐藤莊松「原敬氏と新潟」・「新潟古老雑話」・昭和八年・二六〇頁。
- (25) 堀の官歴は、以下全て新潟地方裁判所所蔵の履歴書による。
- (26) 前掲師範七十年史・四五頁。
- (27) 前掲高田国事犯事件の真相(二)・昭和四年六月十九日・高田新聞。
- (28) 前掲新井市史・下巻・一一三頁。
- (29) 前掲開港前後の新潟の教育・四〇頁。
- (30) 前掲書・五六頁。
- (31) 前掲師範七十年史・四頁。
- (32) 明治十二年一月「官員録」・一〇三枚表。
- (33) 明治十六年六月「官員録」・一八七枚表。但し、四月離任の大井田を加え、四月着任の小川を除いた。
- (34) 明治十六年二月十六日・新潟新聞。
- (35) 明治十六年二月十日・新潟新聞。
- (36) 明治十六年四月五日、七日・新潟新聞。

- (37) 「頸城自由党疑獄の原因に就て」・明治四十二年三月二十日・新高田。
- (38) 竹内・前掲高田事件の顛末・頸城文化第十三号・四一頁。
- (39) (40) 明治二十八年十月九日、十九日、十一月九日・新潟新聞。
- (41) 明治二十八年十一月二十九日・新潟新聞。
- (42) 明治二十九年五月二十日乃至二十六日・新潟新聞に予審決定言渡書が連載されている。
- (43) 明治二十九年五月二十九日・新潟新聞。
- (44) 前掲司法沿革誌・六三七頁。
- (45) 水上熊吉「前台湾高等法院長高野孟矩剛骨譚」・明治三十五年・一一頁。
- (46) (47) 明治二十九年七月二十九日、八月一日・新潟新聞。
- (48) 明治二十九年八月十二日・新潟新聞。
- (49) 杉村談話に「出獄後は、新潟市内にある出獄者保護会の書記」とある(前掲高田国事犯事件の真相(二〇)・昭和四年六月二十七日・高田新聞)。
- (50) 新潟市役所の除籍謄本による。
- (51) 警視庁総務部企画課資料室には、赤木の自筆と思われる履歴書(作成年月日なし)並に多くの辞令書、新聞切抜など赤木関係の文書が保管されている。これらは、義彦の長男大塚基彦氏が鄭重に保存または蒐集されたもので、同氏の逝去後、数年前にその孫にあたる田中克彦氏が、同課に寄贈されたのである。私は、これらの史料を、中原英典氏の御示教にもとづき、資料室の小賀坂隆治氏並に寄贈者田中克彦氏の御厚意により利用した。ここにその学恩を謝す。
- (52) 東京都北区役所の除籍謄本による。それには、赤木の改姓につき「戸籍編成以前願濟改姓分家ニ付年月日不詳」とある。
- (53) 新潟地方の文献では、赤木を鹿兒島県人としたものもあるが(例えば、永木・前掲新潟県政党史・初版一二五頁、再版一〇三頁、前掲高田市史・第一巻・六八九頁等)、これは誤りである。
- (54) 木内天民「高山会主事大塚義彦伝」(明治三十五年)・一頁―二頁。高山会は、維新の志士高山彦九郎の遺族後援会である。なお、赤木が大塚と改姓したことは、本誌三三頁参照。
- (55) (56) 「警視庁史稿」(昭和二年・内務省版)上巻・四頁。
- (57) 赤木の官歴は、とくに註記したものを除き、彼の履歴書並に現存の辞令書(註51・参照)による。
- (58) 前掲警視庁史稿・六頁。
- (59) 前掲書・一六〇頁。
- (60) 一等大警部津川頭藏である(明治十年十月「官員録」・二一枚表)。

(61) 警視出張所野紙三枚に浄書された赤木自筆の戦闘記録による。

(62) 後ちの農商務大臣大浦兼武は、当時警視局二等少警部であった(明治十年十月「官員録」・二二枚裏)。

(63) 赤木自筆の「第十四連隊旗探知始末」(明治四十三年・十二行野紙五枚)による。なお、彼は十年十月十三日付で、陸軍(歩兵)少尉に任命された。

(64) 鹿兒島県警本部「警察風土記」(昭和四十五年・一九頁、四一頁、「鹿兒島県警察史」(昭和四十七年)・一七七頁―一七八頁)。

(65) 前掲警察史・二七九頁、一八〇頁。鹿兒島県の警察事務が、警視局から県へ返還されたのは、十一年十月である(前掲警察風土記・七一頁)。

(66) 前掲連隊旗探知始末によると、「十月十三日」に出水警視署長、「同十六日」に下方限警視署長になつたと書かれているが、十月当時には、出水警視分署は存在するが、下方限に警視分署はおかれていない(前掲鹿兒島県警察史・一七八頁)。両警視署が設置されたのは、十一月一日である(前掲書・一七九頁)。したがって赤木の「警視署長」就任もそれ以後の筈である。なお、現在の鹿兒島中央警察署の記録には「十一年一月 警視局警部 赤木義彦」とあるが(前掲警察風土記・四三頁)、この日付が、就任日か退任日かは明らかでない。なお、下方限警視署は、十一年五月に鹿兒島西警察署となり、同年十月、鹿兒島東警察署と合併、鹿兒島警察署と改称された(前掲書・二二頁)。現在の鹿兒島中央警察署の前身である。

(67) 第十四連隊の軍旗は、十年三月二十一日、熊本県植木の戦闘において、旗手陸軍少尉河原林雄太の戦死によつて、薩軍の手にうばわれたものであり、この不名誉をかくすため、その後の戦場で、少将野津鎮雄の奮闘でそれを奪取したとの説をながし、戦後もそれが一般世間に流布していた。明治四十二年、川崎紫山氏が「西南記伝」執筆の際、この件を調査、関係者の談話を綜合し、それは、戦後、下方限警視署に官金横領で留置されていた折田三之介(旧薩軍兵士)なる者が、軍旗の所在を密告、それにもとづき同署員が村田三介未亡人をはげしく訊問、その自白により、同未亡人の実家から押収されたというあたらしい見解を発表された(「西南記伝」・昭和四十四年覆刻版・中の一・五〇五頁以下)。赤木は西南戦争後、この一件については、対外的に全く沈黙を守つたが、ひそかに「第十四連隊旗探知始末書」を書き(註63・参照)、それには「余ハ敢テ連隊旗探知ノ始末ヲ世ニ公ニスルノ念慮アラザリシモ、後ノ史家參考トシテ一通リ其事実ノ在所ヲ明瞭ナラシムルノ必要アルベキヲ信シ、此ニ其更概ヲ述ヘ置クモノナリ」と記している。ところが、大正元年九月、乃木將軍の殉死直後、この殉死の一原因といわれた軍旗の一件も世間の注目をひいた際、赤木をはじめ新聞記者にその真相を語つた。赤木の説によると、彼があんまに変装して管内を探偵中、たまたま「折田三介」を知り、その回顧談から軍旗の所在が判明し、村田未亡人宅から、それを回収したのである(前掲連隊旗探知始末および「血染の軍旗」・大正元年九月十八日乃至十月五日・報知新聞、赤木義彦談「乃木將軍に関する軍旗事件の真相」・大正元年九月二十四日・東京朝日新聞等参照)。

なお、赤木の友人野桑愛助氏の談話によると、赤木は軍旗奪還の功績を、陸軍当局に公認させるべく運動をつづけたが、遂に黙殺されたことである(野桑談・田中貞太郎「月に狂ふ」・サンデー毎日昭和十一年九月十日秋季特別号・一五九頁参照)。

(68) 綿貫吉直は、明治十四年六月から十九年十二月まで、副總監であつた(中原英典「綿貫吉直履歴ノート」・警察学論集第二五卷一二号・昭和四十七年・一一五頁―一二六頁)。

(69) 伊藤・前掲明治裏面史(統)・二二六頁。

自由党高田事件裁判小考

- (70) 明治十四年九月「官員録」・二二九枚裏、二二〇枚裏、井上は後ちに十五年九月、警部長に任ぜられ、十七年十二月まで在職した(前掲新潟県警察史・一一四頁。また奥津警部は後ちに県の一等属に転じた(明治十五年六月「官員録」・二四三枚裏)。
- (71) 前掲新潟県警察史・一一七頁。
- (72) 明治十五年一月二十一日・新潟新聞。
- (73) (74) 前掲新潟県警察史・一一五六頁。
- (75) 当時、各県の監獄本署に、典獄の在職者がいない場合は、しばしばある。
- (76) 明治十七年四月二十九日・新潟新聞。
- (77) 明治十七年八月二日・新潟新聞。
- (78) 当時の兵庫県警部長は寺田祐之であるが、彼は十九年二月、警視庁四等警視から警部長に栄転した人で(兵庫県警察史・昭和四十七年・八九九頁)、かつて警視庁警視属時代に、赤木とは同僚であつたから(明治十四年五月「官員録」・一九八枚表、その推挙で赤木は兵庫県に再就職したのかも知れない。
- (79) 明治二十年四月「官員録」乙・一五枚表。
- (80) 明治十九年八月十三日、洲本監獄支署は洲本監獄と改称された(内務省訓令第五八七号参照)。
- (81) 「洲本警察署沿革誌」、「篠山警察署沿革誌」による。この史料は、兵庫県警察本部警察史編集室草山巖氏の御教示による。その学恩を謝す。
- (82) 「加西郡誌」・昭和四年・七〇頁。
- (83) 註52に同じ。
- (84) 伊藤「乃木希典」・前掲伊藤全集第五卷・二五五頁。
- (85) 前掲血染の軍旗(十三)・大正元年十月五日・報知新聞。
- (86) 註52に同じ。
- (87) 前掲大塚義彦伝・四頁。
- (88) 新見貫次「淡路明治百年史夜話」・「日本淡路名鑑」・昭和四十四年・二頁。村上兄弟の仇討は、復讐禁止令(明治六年二月)発布直前の出来事として著名であり、その文献として筏水処「明治秘史・高野の復讐」(大正十三年)、村上四郎「高野山下復仇実歴」(史談会速記録)第一七九―一八二頁)などがある。この仇討に参加した赤木俊三は、備前津高郡菅野村の人、この事件のため、明治六年、大阪裁判所で懲役十年の宣告をうけ(この一件に関する司法省指令は「司法省日誌」・明治六年後第一号附録参照)、岡山監獄で服役、七年六月十四日、重病を理由に収賄金を取めて釈放された(この釈放書は、津高閉町記念誌編集会「津高」・昭和四十六年・九頁に写真がでている)。その後の消息は不明であるが、明治二十四年五月二十一日、享年五十一才で逝去、墓碑は大阪福島的光智院にある。したがって、赤木義彦と赤木俊三とは全くの別人である。ところが、新見氏は、樫田正平という人が、洲本

署長赤木義彦から、高野の仇討回顧談を聞いたという覚書を所持しておられる。その文書の冒頭には、次のごとく記されている。

余明治十九年三月、洲本警察署長赤木義彦氏(元陸軍中尉正七位勲五等西南ノ役負傷勲)懇意ニ相成、浅井康夫同伴赤木氏ヲ訪問致シタル処、幸シテ在宅、懇談數刻ニ及候処、赤木氏曰ク、今日ハ今ヲ去ルコト十六年前ノ一大愉快ナル紀念日ニ付、祝盃旁々懐旧談ヲ聞呉レ候様ノコトニテ、余ハ少々刀仕と稽古致居候際、偶々赤穂藩士村上行藏兄弟ト懇意ニ成、父ノ横死、家名断絶ヲ聞、人ト成ヲ知りテ、死ヲ決シテ復讐ノ義拳ニ組シ助刀シテ、明治四年二月三十日四ツ時、高野黒石ニ於テ、仇讐六人ト戦ヒ、三人ニ重傷ヲ浴セ、終ニ村上等共ニ六人ヲ倒、首給ヲ得テ本望ヲ届ケタルカ、我方五名ハ多少ノ負傷セリ、余ト水谷式名ハ幸ニ無傷、夫ヨリ五条県へ自訴シテ入牢謹慎後、八年二月赦サレタ云々、余正平不思議ニモ黒石復讐ニ参加シタル人ニ懇意トナルモ、何カノ因縁ト思ヒ居候処、不斗明治四十五年五月廿三日、高野山參詣帰途、黒石仇討ノ実地ヲ踏査シ、茶店ニテ案内ヲ求メ、三基ノ墓印ヲモ見テ、尚ホ赤木氏ノ当時ノ懐旧談ト少シモ不違、其後朝日新聞ニ作水時復讐ヲ連記センヲ見テ、概略ヲ玆ニ編リ置者也(句読点手塚)。

この記事から、新見氏が赤木義彦と赤木俊三を同一人であると考えられたのは、無理からぬところであろう。この文書は、大正のはじめ頃に書かれたものようであるが、その中にはいくつかの誤りがある。まず冒頭の「明治十九年三月」は二十年三月の筈である。なぜならば、明治四年の仇討を「十六年前」の出来事としているからである。なお、本文で述べたごとく、赤木の洲本署長在任も二十年一月以降である。また赤木義彦を「陸軍中尉正七位勲五等」としているが、これは陸軍少尉正八位勲六等が正しい。さらに赤木俊三が「八年二月赦サレタ」とあるが、前述のごとく釈放日は、七年六月十日である。否、それらほともかく、赤木義彦を「元俊三」；備前岡山在菅野村ノ人」とし、赤木義彦と赤木俊三を同一人物と混同している点も、もつとも重大な誤りである。どうしてこのような混同が生じたのか。赤木義彦が赤木俊三になりすまして自慢話をしたのか、それとも故意か過失かもわからないが、筆者梶田氏がなんらかの理由で両者を混同したのか。もしも前者であるとすれば、高田事件の場合も、赤木義彦が事実を曲げ検挙の功績は自分にあるとして伊藤知遊氏に語つたとも、(本稿三三頁註27・参照)考えられないことはない。しかし、この梶田覚書には、余にも謠が多すぎるので、ここでは早急な推定を避け、将来の再考にまわしたい。なお、私はこの覚書を新見氏の御厚意により参照した。その学恩を謝す。

(未完)